

高松市子どもの貧困対策推進計画 (案)

高 松 市

はじめに

平成 年 月

高松市長 大西 秀人

目 次

| | |
|---------------------------------------------|-----------|
| 第1章 計画の策定に当たって | 1 |
| 1 計画策定の背景と目的 | 1 |
| 2 計画の位置付け | 2 |
| 3 計画の期間 | 3 |
| 第2章 高松市の子どもの貧困の現状 | 4 |
| 1 子どもの貧困の状況 | 4 |
| (1) 子どもの貧困 | 4 |
| (2) 住民アンケート | 4 |
| (3) 支援者ヒアリング | 14 |
| 2 子どもの貧困に関する指標 | 18 |
| 第3章 子どもの貧困に関する課題 | 19 |
| 1 教育に関する課題 | 19 |
| 2 生活に関する課題 | 19 |
| 3 就労・経済状況に関する課題 | 19 |
| 4 制度利用・相談に関する課題 | 20 |
| 第4章 計画の基本的な考え方 | 21 |
| 1 計画の基本理念 | 21 |
| 2 基本的な視点 | 21 |
| 3 施策の体系 | 23 |
| 第5章 具体的な取組内容 | 24 |
| 1 教育の支援 | 24 |
| (1) 学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開 | 24 |
| (2) 教育の機会均等の推進 | 27 |
| 2 生活の支援 | 30 |
| (1) 保護者の生活支援 | 30 |
| (2) 子どもの生活支援 | 33 |
| (3) その他の支援 | 35 |
| 3 就労・経済的な支援 | 37 |
| (1) 保護者に対する就労支援 | 37 |
| (2) 子どもに対する就労支援 | 38 |
| (3) 経済的な支援 | 38 |

| | | |
|------------|--------------|------------|
| 4 | 制度利用・相談の支援 | 4 1 |
| (1) | 円滑な制度利用への支援 | 4 1 |
| (2) | 相談体制の充実 | 4 2 |
| 5 | 新規事業 | 4 4 |
| 第6章 | 計画の推進 | 4 5 |
| 1 | 計画の推進体制 | 4 5 |
| (1) | 全庁横断的な推進体制 | 4 5 |
| (2) | 地域連携による推進体制 | 4 5 |
| 2 | 計画の進行管理 | 4 5 |
| 3 | 計画の目標値 | 4 6 |

資料編

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景と目的

平成26年に厚生労働省が発表した「国民生活基礎調査」によれば、24年の日本の子どもの貧困率は16.3%で、OECD加盟34か国中25位(2010年)であるということが明らかになりました。その後、29年に新たに公表された同調査では、子どもの貧困率は13.9%と、過去最悪だった24年から2.4ポイント下がり、12年ぶりに改善したものの、依然として日本の子どもの7人に1人は貧困状態にあるという、非常に厳しい状況が続いております。

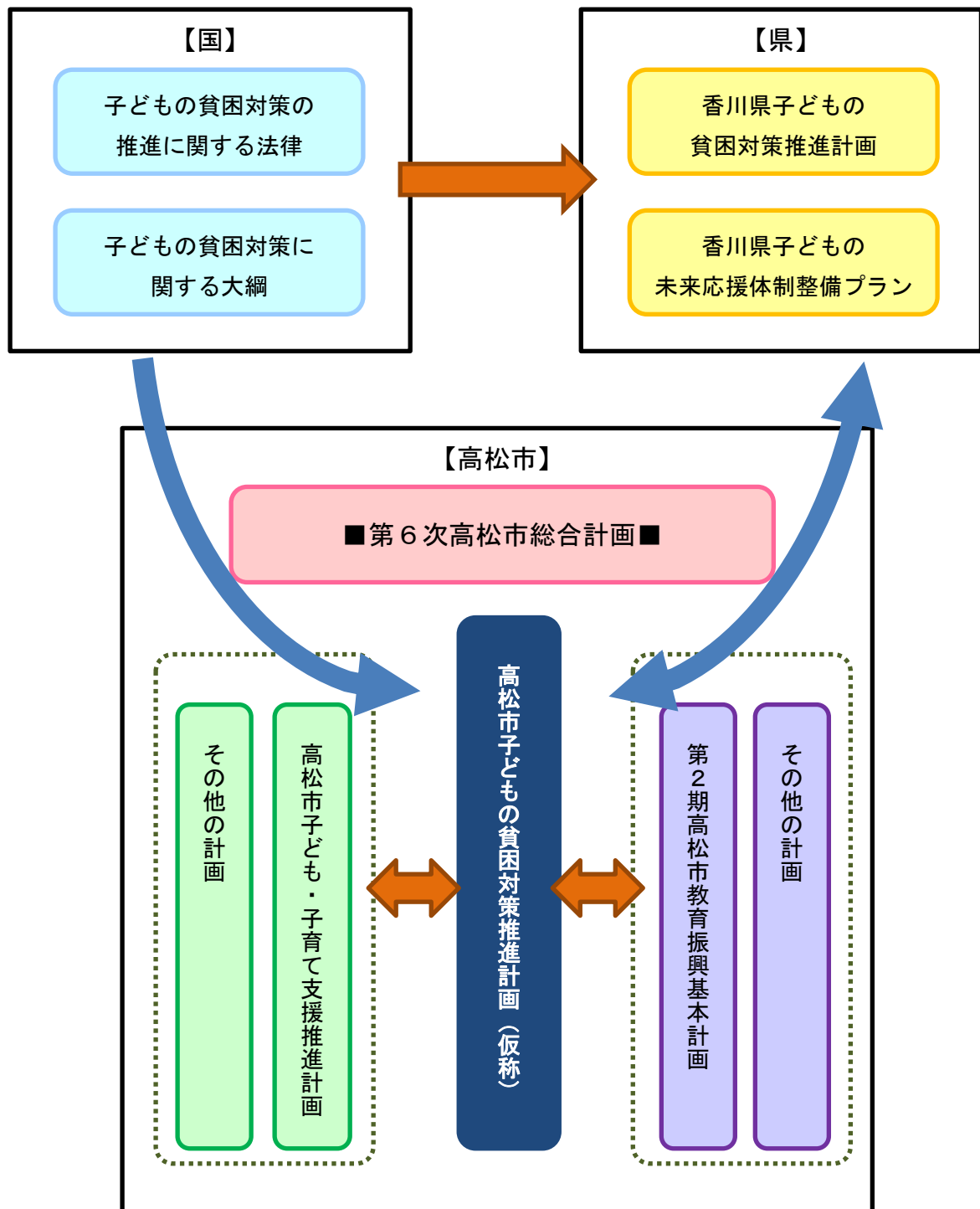
このような状況を踏まえ、国においては、平成25年6月、議員立法により「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年法律第64号)が成立するとともに、これを受け、26年8月に、基本的な方針や当面の重点施策を定めた「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

この法律において、子どもの貧困対策に関する計画の策定が都道府県の努力義務とされたことから、香川県においては、27年8月に「香川県子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。また、県は、この計画に基づいて子どもの貧困対策を総合的に推進するにあたり、28年9月に「香川県子どもの未来応援アンケート調査」を実施し、この調査において明らかになった、県内の子どもの貧困に関する課題や支援制度の問題点を踏まえ、より効果的な支援体制の構築に向けた具体的な方向性を明確にするため、29年3月に「香川県子どもの未来応援体制整備プラン」を策定しています。

このような中、法律上、市町村には計画の策定義務はないものの、本市の未来を担う子どもの将来が、その生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るとともに、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、本市においても、自主的に「高松市子どもの貧困対策推進計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

この計画は、本市が子どもの貧困対策を総合的に推進するために定めるものであり、法律及び大綱を踏まえつつ、県の計画及びプランと連携を図りながら、第6次高松市総合計画のもと、高松市子ども・子育て支援推進計画、高松市教育振興基本計画など、関連する諸計画との整合性を図っていきます。



3 計画の期間

計画期間は、平成30（2018）年度から34（2022）年度までの5年間とし、法律・大綱の改正や社会経済情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを図ることとします。

第2章 高松市の子どもの貧困の現状

1 子どもの貧困の状況

(1) 子どもの貧困

法律及び大綱では「子どもの貧困」について定義されていませんが、本計画においては、主に生活困難世帯（詳細は(2)イ(ア)の「a 生活困難世帯の定義」を参照）に属する子どもが、生活に必要な物あるいは環境を欠き、文化的・社会的体験の不足を生じることにより、成長・学習に悪影響を来たし、これが世代を超えて連鎖する危険性がある問題だと捉えています。

(2) 住民アンケート

ア 調査の概要

本市における現状を把握するため、平成28年9月実施の「香川県子どもの未来応援アンケート調査」のうち高松市部分を抽出し、分析を行いました。

- ・調査対象： 市内の小学1年生、小学5年生、中学2年生の保護者3,052名
(各学年の児童・生徒数の25%を抽出)
- ・調査時期： 平成28年9月7日～9月23日
- ・調査方法： 住民基本台帳を基に無作為抽出 郵送による配付・回収
- ・回答状況： 有効回答数1,629件（有効回答率53.4%）
- ・調査内容：
 - 1 子どもの生活状況について
 - 2 学習環境等について
 - 3 世帯の状況について
 - 4 支援制度の利用状況・相談状況等について

なお、図表を見る際の留意点は次のとおりです。

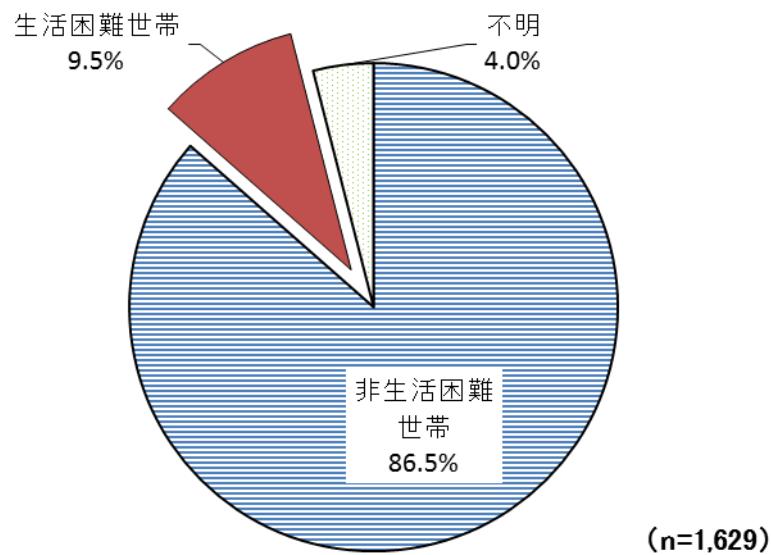
- ・図表中の「n」は、回答者総数又は区分別の回答者数を示しています。
- ・比率は、nを100%として百分率で算出し、小数点以下第2位を四捨五入しています。そのために、百分率の合計が100%にならないことがあります。また、2つ以上の選択肢を合計して表している比率については、各選択肢の回答者数の合計を基に算出しているため、選択肢個々の回答比率の合計とは、必ずしも同じにならない場合があります。
- ・質問文の中に複数回答が可能な質問がありますが、その場合、回答の合計は調査数を上回ることがあります。
- ・図表中の選択肢表記について、語句を短縮・簡略化している場合があります。また、本調査では、世帯の経済状況等に応じた詳細な分析を行うため、回答者を「生活困難世帯」、「非生活困難世帯」の2区分に分けて、集計・分析を行っています。

イ 調査結果

(ア) 生活困難世帯の状況

a 生活困難世帯の定義

世帯の年間収入（就労収入のほかすべての収入を含む世帯の年収から、税金等を支払った後のいわゆる「手取り額」）を基に、世帯人数の平方根で割って調整した額（等価可処分所得）を算出し、122万円未満の世帯を「生活困難世帯」、122万円以上の世帯を「非生活困難世帯」としました。122万円は、厚生労働省の「平成25年国民生活基礎調査」において推計された相対的貧困基準、いわゆる「貧困線」です。

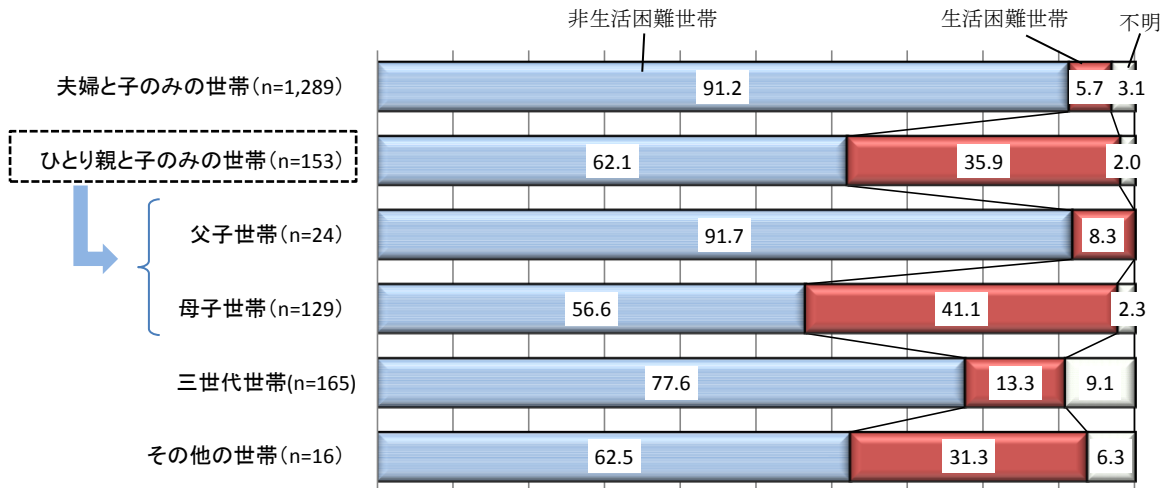


今回の調査では、全体（1,629世帯）のうち、「非生活困難世帯」が86.5%（1,409世帯）、「生活困難世帯」が9.5%（155世帯）でした。

b 世帯の属性別に見た「生活困難」の状況

世帯の属性別に「非生活困難世帯」、「生活困難世帯」の割合をみると、次のようになります。

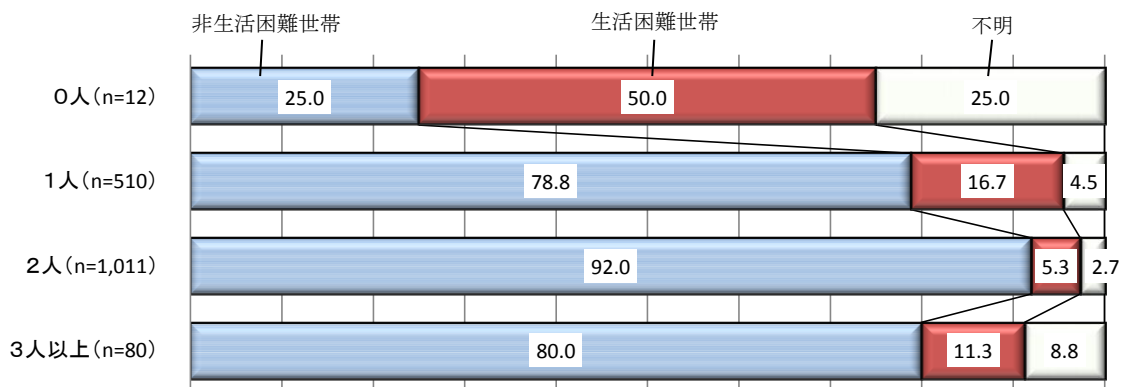
(a) 家族構成別



家族構成別に「生活困難世帯」の割合をみると、「夫婦と子のみの世帯」では5.7%ですが、「ひとり親と子のみの世帯」では35.9%となっています。

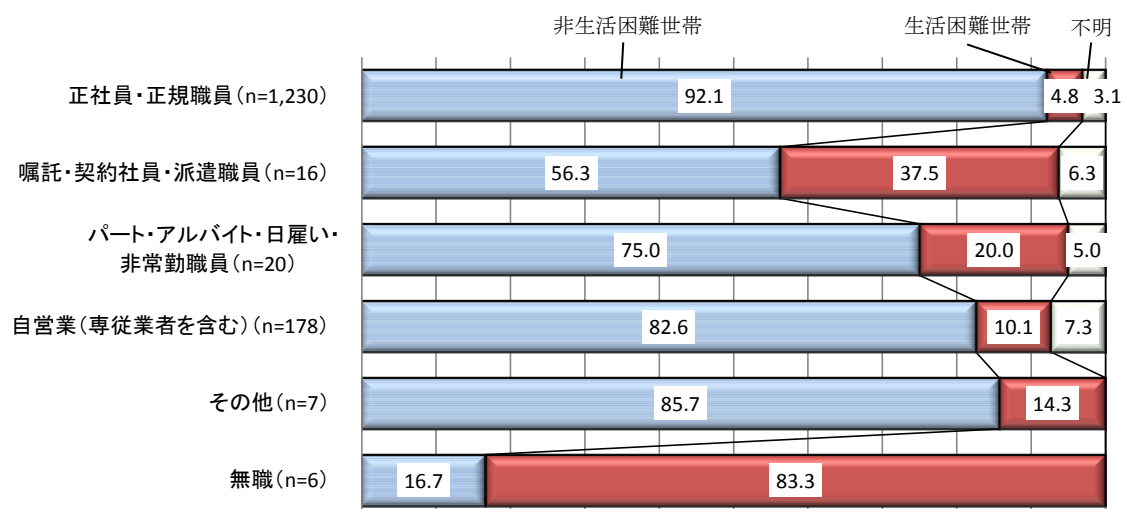
さらに、「ひとり親と子のみの世帯」を「父子世帯」、「母子世帯」に分けてみると、「母子世帯」では41.1%が「生活困難世帯」となっています。

(b) 世帯内の就労人数別

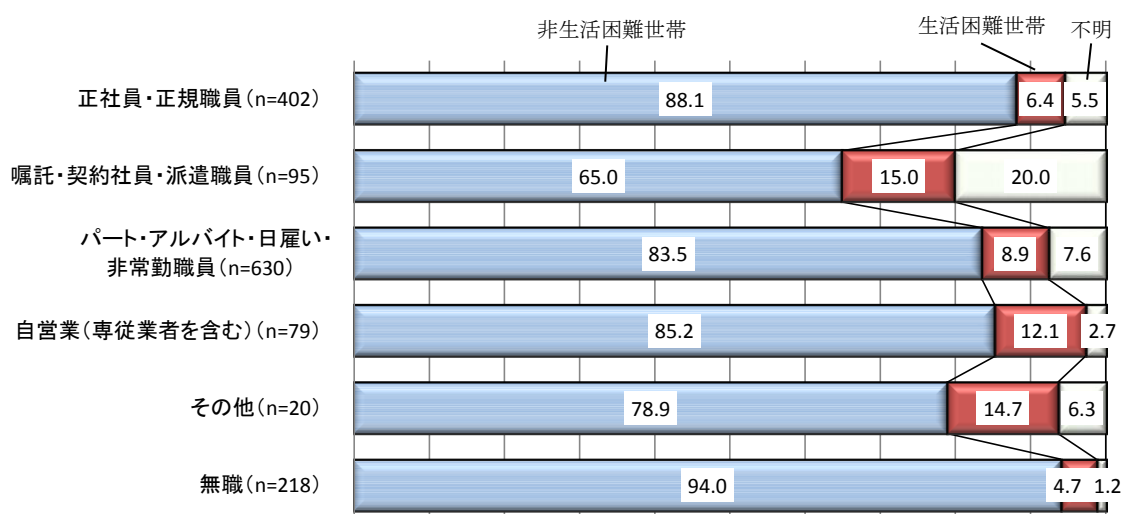


世帯内の就労人数別に「生活困難世帯」の割合をみると、就労人数が「0人」の世帯では50.0%、「1人」の世帯では16.7%となっています。

(c) 父親（又は父親に代わる方）の就労状況別



(d) 母親（又は母親に代わる方）の就労状況別



父親（又は父親に代わる方）の就労状況別に「生活困難世帯」の割合をみると、「無職」で83.3%と最も高く、ついで「嘱託・契約社員・派遣職員」が37.5%、「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」が20.0%となっている一方、「正社員・正規職員」では4.8%となっており、その割合に大きな差がみられます。

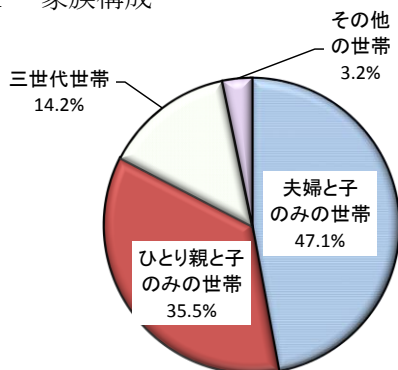
母親（又は母親に代わる方）の就労状況別では、「生活困難世帯」の割合は、どの就労形態でも5%から15%程度となっており、父親（又は父親に代わる方）の就労状況別ほどの差はみられません。

c 「生活困難世帯」の属性と収入の状況

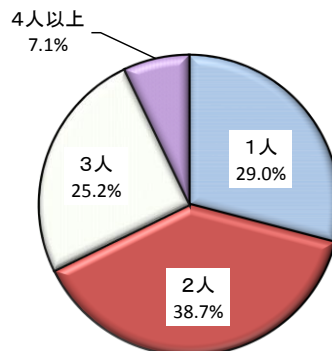
(a) 「生活困難世帯」(155世帯)の属性の分析

「生活困難世帯」(155世帯)の属性を分析すると、次のようになります。

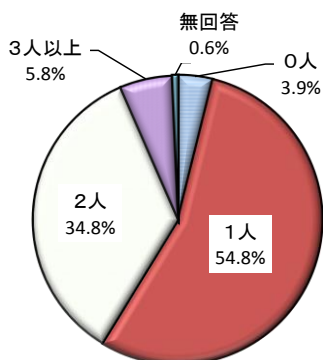
i 家族構成



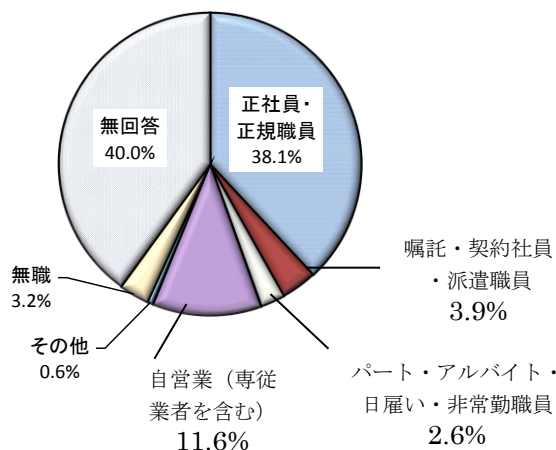
ii 子どもの人数



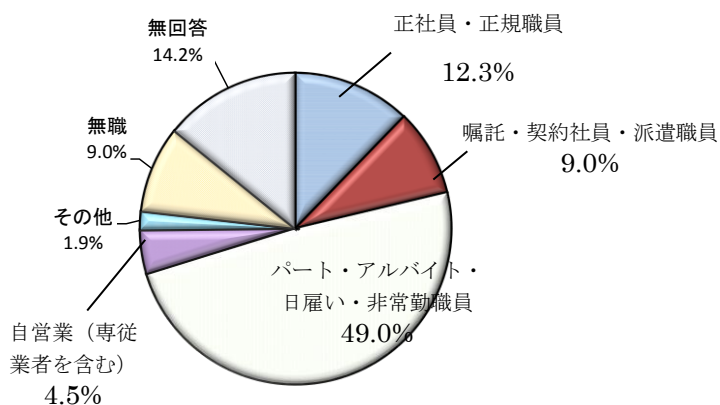
iii 世帯内の就労人数



iv 父親(又は父親に代わる方)の就労状況



v 母親(又は母親に代わる方)の就労状況



生活困難世帯は、「夫婦と子のみの世帯」が47.1%と、ほぼ半数を占めています。

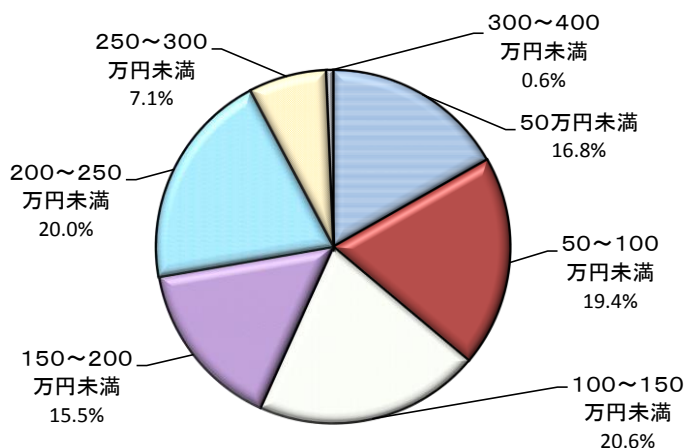
また、世帯内の就労人数は「1人」が54.8%と最も多くなっていますが、「2人」も34.8%と、3分の1以上を占めています。

また、父親・母親（又は父親・母親に代わる方）の就労状況についても、「正社員・正規職員」が一定割合認められます。

(b) 「生活困難世帯」(155世帯)の収入状況及び回答者全体に対するの分布

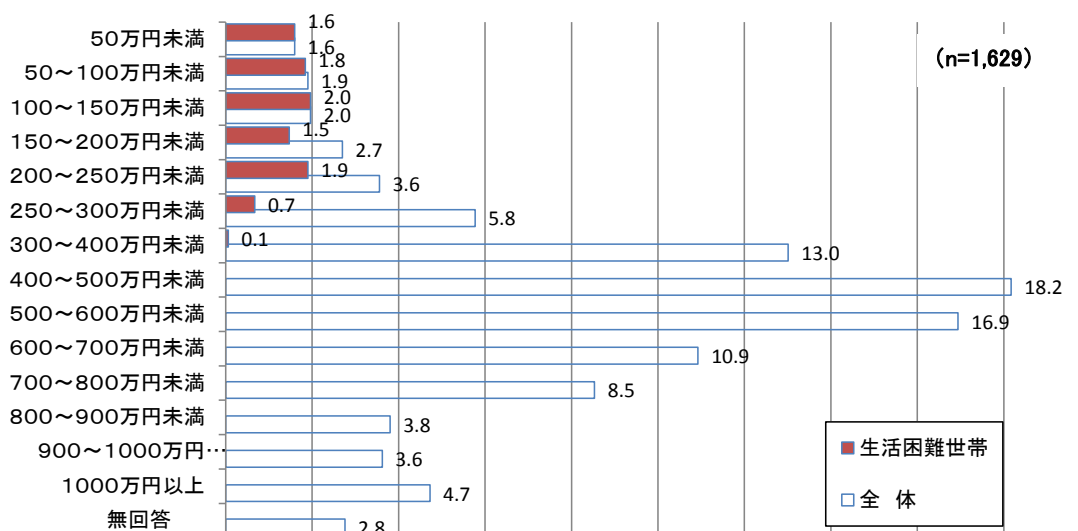
「生活困難世帯」(155世帯)の収入状況及び回答者全体に対するの分布は、次のとおりです。

i 収入の状況



「生活困難世帯」における収入状況は、「50万円未満」、「50~100万円未満」、「100~150万円未満」、「150~200万円未満」、「200~250万円未満」の5つの区分が、それぞれ20%前後の割合で存在します。

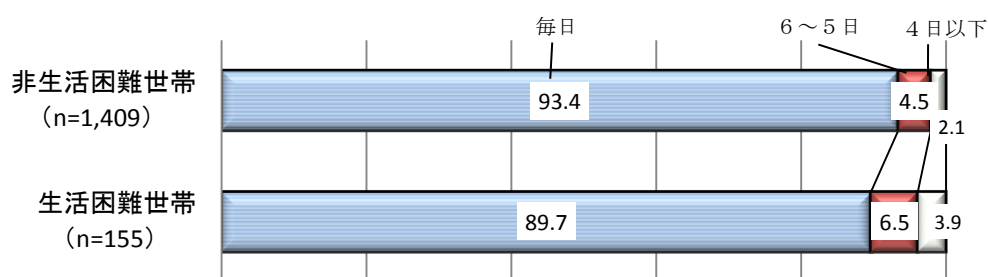
ii 収入の状況 (全体に対するの分布)



「生活困難世帯」の収入状況の分布は、すべて400万円未満となっており、全体と比較すると大きな差があります。

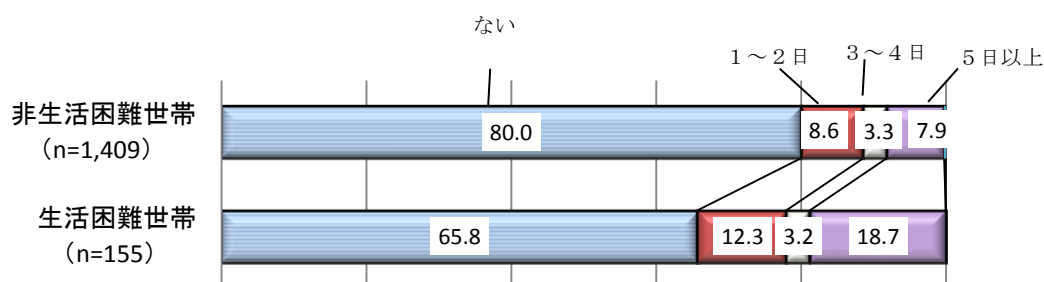
d 非生活困難世帯と生活困難世帯の比較

(a) 1週間のうち、朝食を用意する頻度



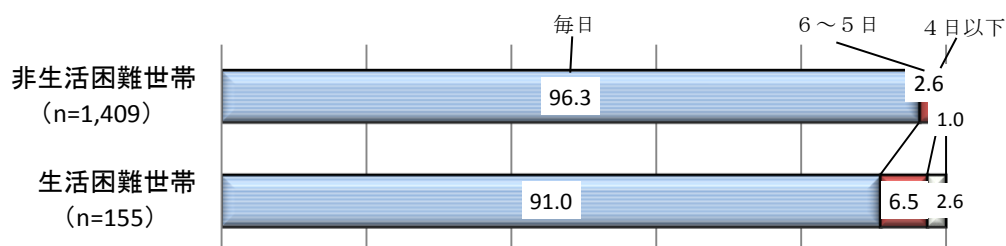
「週に4日以下」は非生活困難世帯で2.1%、生活困難世帯で3.9%となっています。

(b) 1週間のうち、子どもだけで夕食を食べる頻度



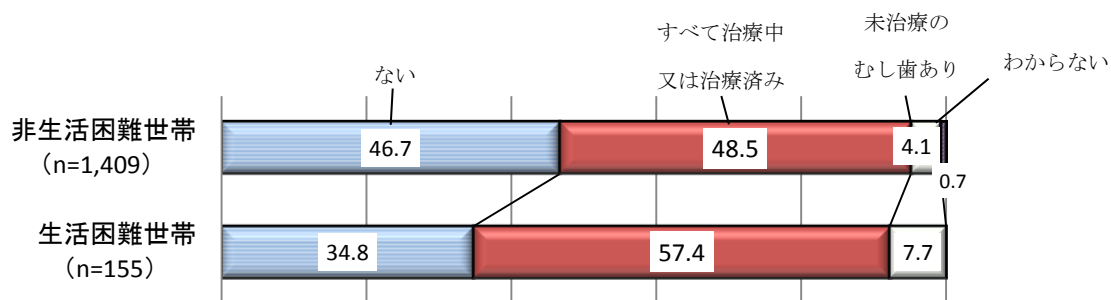
「週に5日以上」は非生活困難世帯で7.9%、生活困難世帯で18.7%となっています。

(c) 1週間のうち、お風呂に入る頻度



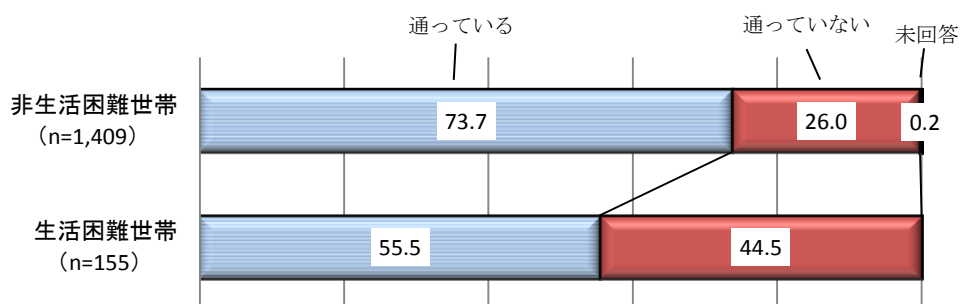
「週に4日以下」が非生活困難世帯で1.0%、生活困難世帯で2.6%となっています。

(d) むし歯の状況



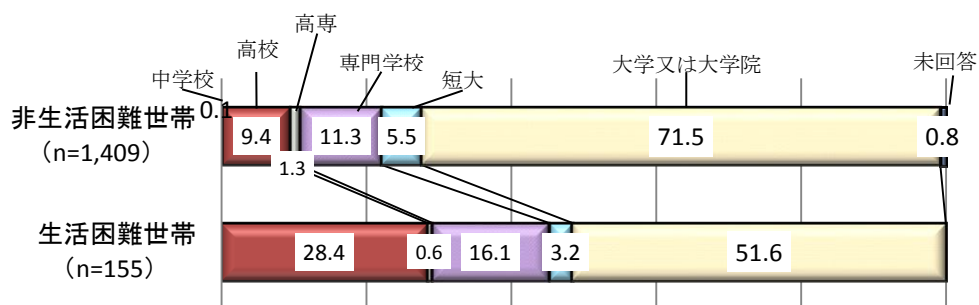
「未治療のむし歯あり」又は「わからない」が、非生活困難世帯で4.8%、生活困難世帯で7.7%となっています。

(e) 学習塾・習い事



「通っていない」が非生活困難世帯で26.0%、生活困難世帯で44.5%となっています。

(f) 将来どの学校まで進学させたいか



「大学又は大学院」が非生活困難世帯で71.5%、生活困難世帯で51.6%となっています。

e 子育てをするうえで、不安に感じていることや悩んでいること

上位3項目は、①子どもの進学、受験（44.6%）、②子どもの教育費（42.4%）、③子どもに対するしつけ（42.0%）となっています。

※太字は上位3項目

| 上段/回答数(件) 下段/構成比(%) | 全体 | 子どもに 対するし つけ | 生活習慣 (あいさ つ、規則 正しい生 活など) | 子どもが 勉強しな いまたは 成績が悪 い | 子ども の進学、受 験 | 子ども の将来の就 職 | 子ども の友人関係 | 子ども の教育費 | 子ども の身体発 育や病 気、健康 状態 | 子ども の非行や問 題行動 | 子どもに 十分な食 事や栄養 を与えるこ とができな い | 家族が子 育てにあ まり協力し てくれない | 家族と子 育てのこ とで、相談 する相手 がない | 子どものこ とで、相談 する相手 がない | その他 | 悩みはな い | 無回答 | | |
|------------------------|---------|--------------------|--------------------------------------|-----------------------------------|-------------------|-------------------|--------------|-------------|----------------------------------|---------------------|---------------------------------------------|--------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------|-----|-----------|-----|-----|-------|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 全体 | 1,629 |
| | 100.0 | 42.0 | 24.8 | 24.4 | 44.6 | 33.6 | 28.6 | 42.4 | 17.0 | 8.1 | 1.0 | 4.1 | 4.1 | 2.8 | 4.9 | 8.7 | 0.4 | | |
| 生活困難 状況別 | 非生活困難世帯 | | 1,409 | 585 | 345 | 325 | 627 | 469 | 406 | 585 | 225 | 112 | 8 | 61 | 59 | 30 | 69 | 125 | 5 |
| | | 100.0 | 41.5 | 24.5 | 23.1 | 44.5 | 33.3 | 28.8 | 41.5 | 16.0 | 7.9 | 0.6 | 4.3 | 4.2 | 2.1 | 4.9 | 8.9 | 0.4 | |
| | 生活困難世帯 | | 155 | 66 | 39 | 53 | 74 | 60 | 45 | 91 | 40 | 15 | 8 | 4 | 6 | 13 | 8 | 6 | - |
| | 100.0 | 42.6 | 25.2 | 34.2 | 47.7 | 38.7 | 29.0 | 58.7 | 25.8 | 9.7 | 5.2 | 2.6 | 3.9 | 8.4 | 5.2 | 3.9 | - | | |

「非生活困難世帯」と「生活困難世帯」の区別でみると、上位3項目は同じですが、その順位に差がみられ、生活困難世帯では「子どもの教育費」が最も高く、58.7%となっています。

また、「子どもが勉強しない、または成績が悪い」、「子どもの身体の発育や病気、健康状態」、「子どもに十分な食事や栄養を与えることができない」、「子どものことで、相談する相手がない」といった悩みを抱える人の割合は、非生活困難世帯に比べ生活困難世帯で高くなっています。

f 子育ての不安や悩みの相談先

上位3項目は、①家族、親族（88.6%）、②友人、知人、職場関係者（71.9%）、③幼稚園や保育所等の先生、学校の先生やスクールカウンセラー等（37.8%）となっています。

※太字は上位3項目

| 上段/回答数(件) 下段/構成比(%) | 全体 | 家族、親 族 | 友人、知 人、職場 関係者 | 幼稚園や 保育所等 の先生、 学校の先 生やス クールカ ウンセラ ー等 | 地域の民 生委員、 児童委 員、児童 館等 | 市役所、 町役場、 福祉事務 所、児童 相談所の 相談窓口 | 民間団体 やボラン ティア、電 話相談 | 医療機関 の医師や 看護師 | インター ネットのサ イト | その他 | 誰にも相 談したくない | 無回答 | | |
|------------------------|---------|-------------|---------------------|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------------------|------------------------------|---------------------|---------------------|-----|----------------|-----|-----|-------|
| | | | | | | | | | | | | | 全体 | 1,629 |
| | 100.0 | 88.6 | 71.9 | 37.8 | 0.7 | 4.1 | 1.2 | 8.6 | 9.0 | 0.9 | 2.0 | 0.2 | | |
| 生活困難 状況別 | 非生活困難世帯 | | 1,409 | 1,271 | 1,031 | 540 | 10 | 50 | 16 | 120 | 125 | 13 | 19 | 3 |
| | | 100.0 | 90.2 | 73.2 | 38.3 | 0.7 | 3.5 | 1.1 | 8.5 | 8.9 | 0.9 | 1.3 | 0.2 | |
| | 生活困難世帯 | | 155 | 113 | 105 | 45 | - | 12 | 1 | 15 | 17 | 1 | 11 | - |
| | 100.0 | 72.9 | 67.7 | 29.0 | - | 7.7 | 0.6 | 9.7 | 11.0 | 0.6 | 7.1 | - | | |

不安や悩みの相談先は、「家族、親族」、「友人、知人、職場関係者」といった身近な人たちであり、公的相談機関や民間の相談窓口を選択した人は、上位3項目と比べると低い割合でした。

加えて、生活困難世帯では、「家族、親族」などの身近な人たちに相談する割合自体が、非生活困難世帯に比べて低くなっているほか、「市役所、町役場、福祉事務所、児童相談所の相談窓口」を相談先として回答した人の割合と、「誰にも相談したくない」人の割合は、非生活困難世帯より高くなっています。

g 子育てをするうえで必要・重要だと思う施策

※太字は上位5項目

| 上段/回答数(件) 下段/構成比(%) | 全 体 | 子どものこと や生活のことなど、 悩みごとを相談できること | 民生委員、児童 委員、地域の人 たちから支援を受け られること | 就職のた めの支援 が受けら れること | 住宅をさ がすため の支援を 受けられ たり、住宅 費を軽減 されること | 病気や障 害のことな どについ て専門的 な支援を 受けられ ること | 病気や出 産、事故 などの事 情があっ たときに、 一時的に 子どもを預 けられるこ と | 子どもの 就学にか かる費用 が軽減さ れること | 一時的に 必要な 資金を借 りられるこ と | その他 | 支援は必 要ない | 無回答 | |
|------------------------|----------------|-------------------------------------|------------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------|-------------------|-------------|-----------|-----------|
| 全体 | 1,629 100.0 | 729 44.8 | 189 11.6 | 397 24.4 | 224 13.8 | 477 29.3 | 600 36.8 | 1,216 74.6 | 270 16.6 | 95 5.8 | 35 2.1 | 21 1.3 | |
| 生活困難 状況別 | 非生活困難世帯 | 1,409 100.0 | 630 44.7 | 159 11.3 | 337 23.9 | 174 12.3 | 410 29.1 | 525 37.3 | 1,040 73.8 | 217 15.4 | 84 6.0 | 33 2.3 | 16 1.1 |
| | 生活困難世帯 | 155 100.0 | 72 46.5 | 20 12.9 | 46 29.7 | 35 22.6 | 42 27.1 | 55 35.5 | 135 87.1 | 42 27.1 | 8 5.2 | 2 1.3 | 5 3.2 |

子育てをするうえで必要・重要だと思う施策については、「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」が非生活困難世帯・生活困難世帯ともに最も高く、その割合は突出しています。

また、上位5項目の順位は非生活困難世帯・生活困難世帯に同じですが、生活困難世帯では「一時的に必要な資金を借りられること」が27.1%で5位タイとなっています。

(3) 支援者ヒアリング

ア 調査の概要

支援者ヒアリングについては市町別の集計がないため、以下、「香川県子どもの未来応援アンケート調査報告書（概要版）」を引用します。

- ・調査対象： 子どもや保護者の相談・支援に携わる機関120機関
保育所・幼稚園、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、教育支援機関、高等学校（定時制・通信制）、母子・父子自立支援員、福祉事務所、児童相談所、児童福祉施設、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、NPO法人
- ・調査時期： 平成28年9月2日～9月28日
- ・調査方法： 郵送による配付・回収
- ・回答状況： 有効回答数100件（有効回答率83.3%）
- ・調査内容：
 - 1 相談状況について
 - 2 相談の背景に貧困を伴うと考えられる案件について
 - 3 背景に貧困を伴うと考えられる案件のうち、子どものいる世帯について
 - 4 子どもの貧困対策にかかる支援制度について
 - 5 背景に貧困を伴うと考えられる案件のうち、子どものいる世帯の具体的事例について

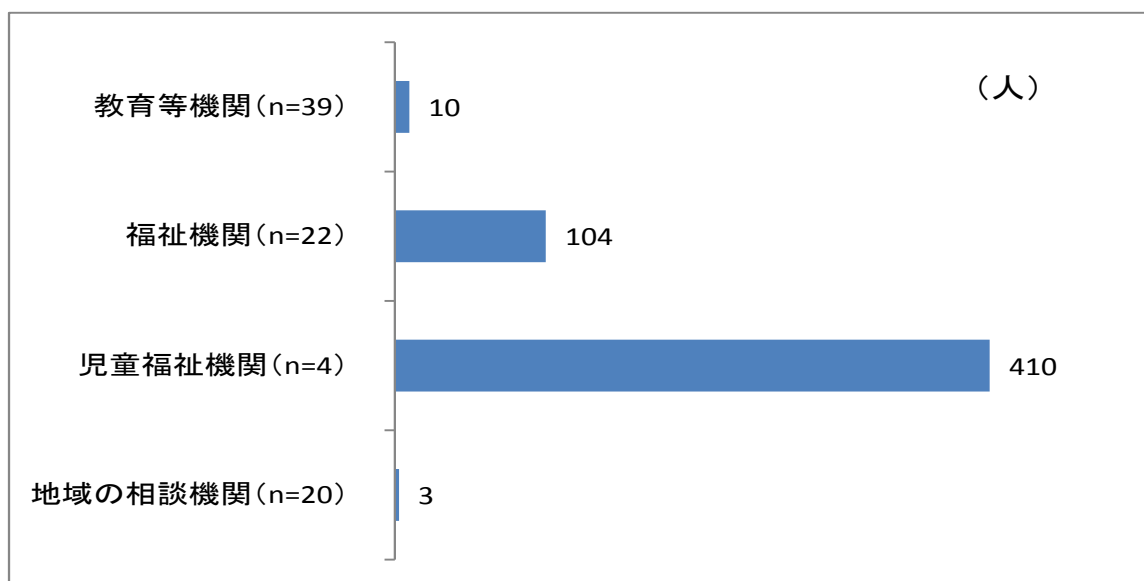
イ 調査結果

本調査では、調査対象機関を次の区分に分けて集計・分析しています。

| 機関区分 | 相談・支援機関 |
|---------|-------------------------------------------------------|
| 教育等機関 | 保育所・幼稚園、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、教育支援機関、高等学校(定時制・通信制) |
| 福祉機関 | 福祉事務所(生活保護担当)、母子・父子自立支援員 |
| 児童福祉機関 | 児童相談所、児童福祉施設 |
| 地域の相談機関 | 民生委員・児童委員、社会福祉協議会、NPO法人 |

(ア) 子どものいる貧困世帯からの、おおよその相談人数（年平均値）

子どものいる世帯からの相談人数の年平均値（おおよその数）は次のようになります。



「児童福祉機関」では、子どもの貧困問題に関与する機会が非常に多くあります。

(イ) 世帯が経済的に困窮している要因（上位5項目）

| | |
|-------|-------|
| ひとり親 | 65.0% |
| 不就労 | 60.0% |
| 病気 | 45.0% |
| 非正規雇用 | 39.0% |
| 障害 | 32.0% |

(n = 100)

世帯が経済的に困窮している主な要因としては、「ひとり親」（65.0%）、「不就労」（60.0%）「病気」（45.0%）が多く挙げられています。

(ウ) 多く見られる困難な状況（上位5項目）

| | |
|------|-------|
| 学力不足 | 59.0% |
| 不登校 | 55.0% |
| 不衛生 | 39.0% |
| 食育不全 | 31.0% |
| 虐待 | 30.0% |

(n = 100)

子どものいる世帯に多く見られる困難な状況については、「学力不足」（59.0%）、「不登校」（55.0%）が多くなっています。

(エ) 他機関と連携する際の問題点、支援する際の問題点

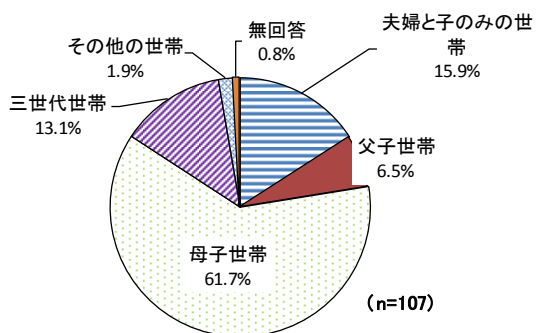
他機関と連携する際の問題点及び支援する際の問題点として挙げられたものについて、
 <情報共有> <連携体制・役割分担> <その他支援する側の問題> <支援を受ける側
 の問題>の4つの区分に分類し、取りまとめました。

| | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><情報共有></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の保護との関連で他機関と十分に情報共有することが困難 ・ 情報提供を行ったにもかかわらず、その後の状況が知らされない | <p><連携体制・役割分担></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連携意識が希薄 ・ 他機関に対する認識や理解が不十分 ・ 責任の所在が不明確 ・ 役割分担が難しい |
| <p><その他支援する側の問題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援施策に精通した人材が必要 ・ 継続支援が困難 | <p><支援を受ける側の問題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者の認識や理解が不十分 ・ 支援の拒否 ・ 問題の多重化・複雑化 |

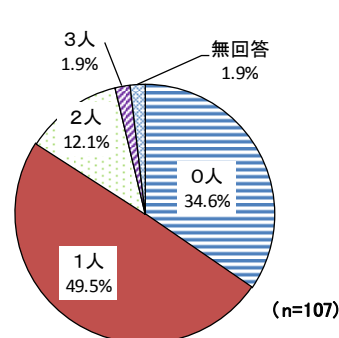
(オ) 具体的事例（107件）について

背景に貧困を伴うと考えられる案件のうち、子どものいる世帯の具体的事例について、各機関から、計107件の具体的事例が挙げられました。それらの世帯状況等については、次のとおりです。

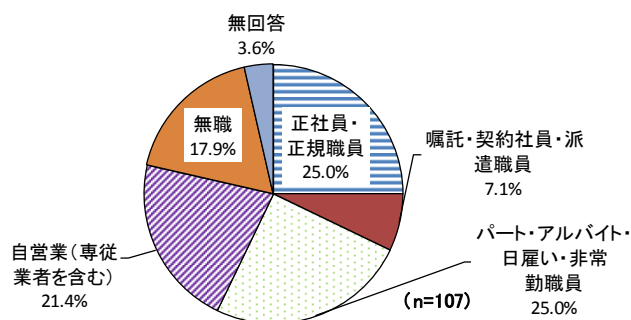
家族構成



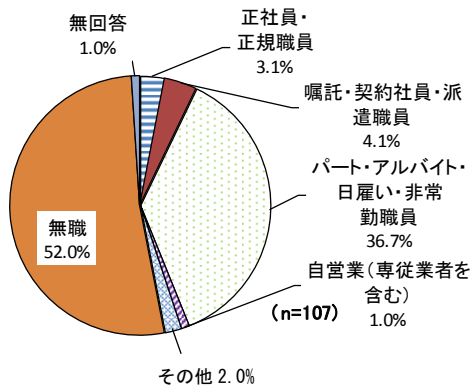
世帯内の就労人数



父親（又は父親に代わる方）の就労状況



母親（又は母親に代わる方）の就労状況



具体的事例中に多くみられた子どもに関する困難な状況は、次のとおりです。

| | |
|----------|------|
| 不登校 | 36件 |
| 虐待・ネグレクト | 26件 |
| 学力不足 | 23件 |
| 食育不全 | 21件等 |

それぞれの事例においては、経済的困窮に付随して、非常に多くの困難な状況が重なっていることが特徴的でした。

施策活用後の改善状況において「一定の成果がみられる」とされている事例は、関連機関との連携が十分に行われている事例、複数の支援施策を有効に活用している事例がほとんどです。

経済的に困窮している世帯が抱える複雑な状況を十分に把握したうえで、経済的困窮の背景にある問題の本質を見抜き、それに対して適切な支援を多方面から継続して行うことが、より効果的な支援につながるものと思われます。

2 子どもの貧困に関する指標

大綱では、子供の貧困対策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、25の指標を設定しています。本市においても、可能な範囲で同じ指標の数値を算出しており、その数値は次のとおりです。

| No. | 指 標 | 国 | | 高松市 | |
|-----|------------------------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------|-------|------------------|
| | | 数 値 | 備 考 | 数 値 | 備 考 |
| 1 | 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 | 90.8% | 平成25年4月1日現在 | 85.5% | H28.4.1現在 |
| 2 | 生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率 | 5.3% | 平成25年度現在 | 2.3% | H27.4.1～H28.3.31 |
| 3 | 生活保護世帯に属する子供の大学等進学率 | 32.9% | 平成25年4月1日現在 | 21.2% | H28.4.1現在 |
| 4 | 生活保護世帯に属する子供の就職率(中学校卒業後) | 2.5% | | 0.0% | |
| 5 | 生活保護世帯に属する子供の就職率(高等学校卒業後) | 46.1% | | 50.0% | |
| 6 | 児童養護施設の子供の進学率(中学校卒業後) | 96.6% | 平成25年5月1日現在 | 100% | |
| 7 | 児童養護施設の子供の就職率(中学校卒業後) | 2.1% | | 0% | |
| 8 | 児童養護施設の子供の進学率(高等学校卒業後) | 22.6% | | 0% | |
| 9 | 児童養護施設の子供の就職率(高等学校卒業後) | 69.8% | | 100% | |
| 10 | ひとり親家庭の子供の就園率(保育所・幼稚園) | 72.3% | 平成23年度全国母子世帯等調査 | — | |
| 11 | ひとり親家庭の子供の進学率(中学校卒業後) | 93.9% | 平成23年度全国母子世帯等調査 (特別集計) | — | |
| 12 | ひとり親家庭の子供の就職率(中学校卒業後) | 0.8% | | — | |
| 13 | ひとり親家庭の子供の進学率(高等学校卒業後) | 41.6% | | — | |
| 14 | ひとり親家庭の子供の就職率(高等学校卒業後) | 33.0% | | — | |
| 15 | スクールソーシャルワーカーの配置人数 | 1,008人 | 平成25年度現在 | 12人 | H29年度 |
| 16 | スクールカウンセラーの配置率(小学校) | 37.6% | 平成24年度現在 ※その他教育委員会等に1,534箇所配置 | 100% | H29.4.1現在 |
| 17 | スクールカウンセラーの配置率(中学校) | 82.4% | | 100% | |
| 18 | 就学援助制度に関する周知状況 ・毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 | 61.9% | 平成25年度現在 | 100% | |
| 19 | 就学援助制度に関する周知状況 ・入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 | 61.0% | | 100% | |
| 20 | 日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合(無利子) | 予約採用段階 40.0% 在学採用段階 100.0% | 平成25年度実績 | — | |
| 21 | 日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合(有利子) | 予約採用段階 100.0% 在学採用段階 100.0% | | — | |
| 22 | ひとり親家庭の親の就業率(母子家庭) | 80.6% | 平成23年度全国母子世帯等調査 | — | |
| 23 | ひとり親家庭の親の就業率(父子家庭) | 91.3% | | — | |
| 24 | 子供の貧困率 | 16.3% | 平成25年国民生活基礎調査 | — | |
| 25 | 子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率 | 54.6% | | — | |

※「-」は当該データのもととなる集計を行っていないもの

第3章 子どもの貧困に関する課題

平成28年に県が実施した「香川県子どもの未来応援アンケート調査」の結果や、高松市子ども・子育て支援会議での意見から把握された、本市における貧困状態にある子どもや家庭が抱える複合的な課題について、次のとおり整理しました。

1 教育に関する課題

学校以外の学びの場となる学習塾や習い事に通う割合が低かったり、子どもの成績が心配ではあるものの、保護者が勉強を見てあげる時間が取れないなど、生活に困窮している世帯ほど、教育に係る環境が整っていない傾向があります。また、経済的な理由から、希望する進学之道が閉ざされたり、十分な学習習慣や基礎的な学力を身につけることができないまま社会に出なければならなくなることもあり、不登校や引きこもりにつながる可能性もあります。

このような課題に対応するためには、子どもが確かな学力を身につけられるよう、幼少期から発達段階に応じた学びの場が確保されること、また、家庭や保護者の状況にかかわらず、子どもが安心して自身が望む教育を受ける機会を保障されることが重要であり、行政や地域による適切な支援が行われる必要があります。

2 生活に関する課題

経済的な困窮から、保護者が仕事や家事に追われたり、精神的な余裕がなかったりするために、生活困難世帯では、子どもと保護者がともに過ごす時間が短くなるなど、コミュニケーションが不足することがあります。このような場合、子どもは保護者から基本的な生活規範を学ぶことができないほか、一人で過ごす時間が増え、孤食や栄養の偏りにつながったり、就寝・起床時間が不規則になるなど、生活リズムに乱れが生じる恐れがあります。

このような課題に対応するためには、保護者へ適切なサポートを行うことにより、時間と心にゆとりを持てるようにし、保護者と子どもの良好な関係構築や生活の安定を図る必要があります。

また、子どもの健やかな発育や発達のために食育を推進するほか、保護者に代わって必要な家庭教育を行うとともに、子どもが社会生活を営む上で必要な力を身につけられるよう、多様な世代の人たちと触れ合い、様々な経験を積むことができるような取組を行うことが重要です。

3 就労・経済状況に関する課題

生活困難世帯の割合は、ひとり親、特に母子世帯で高く、その就労形態も非正規雇用が多くなっています。ひとり親の家庭では、仕事をしながら子育てをする必要があるためにフルタイムでの就労が困難であるほか、離婚時の取り決めが明確でないために、養

育費がきちんと支払われていないことなどがあり、結果として世帯収入が少なくなるという傾向があります。

また、ひとり親でない場合でも、子どもの預け先が確保できない場合や、保護者の病気や障がいなどのために希望する仕事につけないことがあるほか、保護者自身の金銭管理が十分でないことから、計画的な支払いや貯蓄ができないことなどがあり、生活が困窮するケースがあります。

このような課題を解決するためには、生活が困窮している家庭への各種手当や減免制度を充実させるほか、保護者が安心して働ける保育環境を整備する必要があります。また、個々の世帯の状況に応じた仕事のあっせんや保護者が希望する仕事につけるような学びの機会の提供のほか、離婚時の養育費の取り決めや家計管理について、適切な指導を行うことが重要です。

4 制度利用・相談に関する課題

生活が困窮している世帯は、そうでない世帯と比較して、子育ての不安や悩みについて親族や知人に相談することが少なく、そもそも誰にも相談したくないと考える割合が高くなるなど、周囲から孤立している傾向があります。また、就学援助や各種手当、相談などの公的なサービスについての情報が不足していることから、経済的にも精神的にも適切なサポートを受けられず、困窮状態から抜け出しにくくなっていることがあります。

このような課題を解決するためには、様々なツールを用いて分かりやすい情報提供に努めるとともに、相談しやすい体制の構築に努めるほか、相談に来ない・来ることができない世帯に対しては、外から積極的にかかわっていく仕組みづくりが必要となります。

さらに、貧困問題は複合的な要素が絡むことが多いため、学校や保育所、行政機関だけでなく、民間企業や地域組織も含めて連携し、切れ目のないきめ細やかな支援を行っていく必要があります。

第4章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

すべての子どもが、その生まれ育った環境に左右されず、
家庭や地域で豊かな愛情に包まれ、夢や希望を持って
健やかに成長していける社会の実現

2 基本的な視点

子どもの貧困問題は様々な課題が複合的に絡み合っていることが多いため、子どもの貧困対策を総合的に推進するに当たっては、次の7つの基本的な視点に留意することとします。

(1) 第一に子どもに視点を置く

子どもの貧困問題は、生活困窮世帯で生活する子どもの問題であることから、貧困対策の取組は保護者や世帯に対して行われるものも多くあります。しかし、子どもの貧困対策は、その生活や成長を権利として保証する観点から、一般的な子育て支援施策をベースとし、第一に子どもに視点を置いて施策が実施されるよう配慮する必要があります。

(2) 緊急度の高い子どもを優先する

生活保護世帯の子どもやひとり親家庭の子ども、児童養護施設の退所児童など、支援を要する緊急度の高い子どもに対して優先的に施策を講じるよう配慮する必要があります。

また、大規模災害による遺児・孤児など被災した子どもについて、子どもの貧困対策の観点からも適切な支援が行う必要があります。

(3) 差別や偏見を助長しないよう留意する

生活困窮世帯の子どもなど、支援が必要な対象を的確にとらえたうえで施策を実施することは重要ですが、対象となる子どもに対する差別や偏見を助長することがないよう、十分配慮することが必要です。

(4) 子どもの貧困の実態を適切に把握する

子どもの養育について、家族・家庭の役割と責任を過度に重く見る考え方などの影響により、子どもの貧困の実態は見えにくく、捉えづらいつとされています。そのため、子どもの貧困に関して実態把握に努め、対策に生かしていくことが重要です。

(5) 継続的に取り組む

子どもの貧困に対して特に即効性のある事業があるとは言えず、継続的・中長期的な支援が中心となります。また、厳しい財政状況も踏まえながら、景気だけに頼らない持続可能な取組を行っていく必要があります。

(6) 地域・民間の活力を活用する

貧困の状況にある子どもは社会的に孤立する傾向があることから、周辺住民によるボランティアや民間のノウハウなどを活用し、地域社会への参加の機会を確保するなど、地域の実情を踏まえた柔軟な施策に取り組むことが重要です。

(7) 様々な機関等と連携・協力を図る

貧困対策の取組を効果的なものとし、子どもの成長段階に即して切れ目なく必要な施策が実施されるようにするためには、様々な組織による連携・協力が不可欠となります。そのため、市役所内の組織だけでなく、国や県、その他の自治体、民間企業、地域団体等ともネットワークを構築し、協力して子どもの貧困対策を展開していく必要があります。

3 施策の体系

施策体系図

| 施策の柱 | 施策の方向性 | 施策の推進内容 |
|-------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 1 教育の支援 | (1) 学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開 | ①学校教育による学力の保障 ②学校を窓口とした福祉関連機関等との連携 ③学校と地域の連携推進 ④キャリア教育の推進 |
| | (2) 教育の機会均等の推進 | ①幼児教育の無償化推進と質の向上 ②義務教育段階の就学支援の充実 ③大学等進学に対する教育機会の提供 ④生活困窮世帯等への学習支援 |
| 2 生活の支援 | (1) 保護者の生活支援 | ①保護者の自立支援 ②保育等の確保 ③保護者の健康確保 |
| | (2) 子どもの生活支援 | ①児童養護施設等の退所児童等の支援 ②食事・栄養の確保に関する支援 ③子どもの居場所づくりに関する支援 ④多様な体験活動の機会の確保 |
| | (3) その他の支援 | ①妊娠期からの切れ目のない支援 ②住宅支援 |
| 3 就労・経済的な支援 | (1) 保護者に対する就労支援 | ①保護者の就労支援 ②保護者の学び直しの支援 |
| | (2) 子どもに対する就労支援 | ①子どもに対する就労支援 |
| | (3) 経済的な支援 | ①経済的支援の充実 ②養育費の確保に関する支援 |
| 4 用・制度利 の支援 相談 | (1) 円滑な制度利用への支援 | ①関係機関の連携体制の構築 ②情報発信の強化 |
| | (2) 相談体制の充実 | ①相談体制の充実 |

第5章 具体的な取組内容

1 教育の支援

(1) 学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開

① 学校教育による学力の保障

家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子どもの学力が保障されるよう、学校教育の充実を図るとともに、教職員等の指導体制を充実し、きめ細やかな指導を推進します。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 総合的な学習の時間活性化推進事業 | 地域社会の人材の活用や児童生徒の体験活動の充実を図り、総合的な学習の時間の活性化に資するために、各小・中学校に経費補助を行う。 | 学校教育課 |
| 少人数学級推進事業 | 小学校高学年を対象とし、より安定した学校生活の推進を図るため、本市独自の教員採用による少人数学級編制を行い、個に応じた分かる授業を展開し、確かな学力を育む。 | 学校教育課 |
| 小中一貫・連携教育推進事業 | 高松第一学園において実施されている、義務教育9年間の連続性、発展性に留意した小中一貫教育の成果を踏まえた小中連携教育を推進するとともに、中学校での学習スタイルや学習のペースなど、小学校との違いに戸惑うことが多い1年生の時期に、学習面でのつまづきの解消を目的として、中学校の指定校に中1スタートサポーターを配置する。 | 学校教育課 |
| 市費講師配置事業 | 小・中学校のうち、合併協議に基づく対象校、へき地教育対象校、生徒指導困難校に、教育の充実に資するため市費講師を配置する。 | 学校教育課 |
| 個別補充学習「マイ・スタディ」 | 児童生徒一人ひとりの理解や習熟の程度に応じた指導を充実し、個別の補充教育の時間である「マイ・スタディ」を、放課後の時間帯等を活用して、週行事予定に位置付けるなど、定期的を実施する。 | 学校教育課 |
| 理科教育支援員配置事業 | 児童の科学への興味・関心、学習への意欲を高めるとともに、理科授業の内容を向上させるため、小学校の指定校に理科教育支援員を配置し、理科授業の支援を行う。 | 学校教育課 |
| 英語教育推進事業 | 各学校への外国語指導助手（ALT）の派遣、小学校への英語指導補助員の配置、1日英語生活体験教室の実施により、中学校英語教育及び小学校英語教育（外国語活動）の充実を図るとともに、国際理解教育の推進を図る。 | 学校教育課 |
| ハートアドバイザー配置事業 | 元教員やPTA活動及び児童生徒の健全育成に関わってきた人材を小学校に配置し、学習支援、生活支援、教育相談等に当たり、暴力行為などの問題行動等の未然防止と解消を図る。 | 学校教育課 |

| | | |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 帰国児童等指導援助事業 | 小・中学校に編入学した、日本語指導を必要とする帰国児童生徒・外国人児童生徒に対して、学習や生活についての指導援助を行う指導者を派遣することにより、日本語指導の充実を図る。 | 学校教育課 |
| 副読本支給事業 | 学校教育における補助教材としての副読本を支給し、保護者負担の軽減と教育効果の向上に努める。 | 学校教育課 |
| 特別支援教育支援員配置事業 | 小・中学校において、様々な障がいのある児童生徒に対し、学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う特別支援教育支援員を配置する。 | 学校教育課 |
| 特別支援教育サポーター配置事業 | 小・中学校に、多様な経歴を有する社会人を教員補助として受け入れ、発達障害等のある児童生徒の学習を支援する。 | 学校教育課 |

② 学校を窓口とした福祉関係機関等との連携

学校を窓口として、生活困窮世帯の子どもたち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげることができるよう、児童生徒の家庭環境等を踏まえた指導体制の充実を図ります。

また、一人一人、それぞれの家庭に寄り添った支援体制を構築するため、スクールソーシャルワーカー等と連携し、保護者に対する家庭教育支援を実施します。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| スクールソーシャルワーカー配置事業 | 社会福祉士等の資格又は、福祉と教育の両面に関して専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを中学校に配置し、児童生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、関係機関等のネットワークを活用したりして、問題解決を図る。 | 学校教育課 |
| いじめ等対策事業 (スクールカウンセラー配置) | 小・中学校におけるいじめ等の問題行動に対応するため、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを配置し、いじめ等の問題行動等の早期発見・早期対応や未然防止に資するとともに、校内の教育相談体制の充実を図る。 | 学校教育課 |
| 教育相談 | 教育相談体制の充実を図り、不登校の状態にある子どもや発達障害のある子ども等に係る教育相談を実施する。 | 総合教育センター |

③ 学校と地域の連携推進

学校と地域の団体やNPO法人などとの連携により、放課後子ども教室や土曜日の教育支援活動を始めとする各種取組を推進し、放課後などの学習支援を充実するとともに、ボランティアなどによる地域における学習支援等の一層の促進・充実を図ります。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 放課後子ども教室事業 | 地域の方々の協力を得ながら、放課後等に子どもたちの安心安全な活動の場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、児童の健全な育成を図る。 | 子育て支援課 |
| 一体型の放課後児童クラブ及び子ども教室の推進事業 | 同一の小学校内等で、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるようにすることで、全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図る。 | 子育て支援課 |
| 総合的な学習の時間活性化推進事業【再掲】 | 地域社会の人材の活用や児童生徒の体験活動の充実を図り、総合的な学習の時間の活性化に資するために、各小・中学校に経費補助を行う。 | 学校教育課 |
| 学校サポート委員会 | 生徒指導に関する地域ボランティアを各中学校で募り、学校サポート委員会を組織し、地域の教育力を生かしながら児童生徒の健全育成を図る。 | 学校教育課 |
| まなびの場づくり事業 | コミュニティセンターにおいて、学校休業日に児童生徒を対象に、体験学習や地域との交流を深める事業である「子どもの居場所づくり」事業に、学習的な要素を加えた「まなびの場づくり」事業を実施し、子どもたちの学ぶ意欲を高めることで、「生きる力」の育成に取り組む。 | 生涯学習センター |

④ キャリア教育の推進

就業前の児童生徒が、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を選択できるようにするため、学校の特色や地域の実情を踏まえつつ、職業に関する学習や職場体験等のキャリア発達を促す体験活動の充実を図ります。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 高松市生徒みらい議会（中学・一高生対象）の開催 | 市議会の仕組みを知り、市政がどのように進められているかについて理解を深めるとともに、郷土を愛し、地域への関心をもち、将来の有権者としてよりよいまちづくりに関わっていく心を育む。 一方、学校においては、地域の職業調べのほか、ものづくりなどの体験活動、職場体験学習などを行うことにより、児童生徒一人一人が、しっかりとした勤労観・職業観を形成し、社会の一員、また、有権者としての役割を果たすことができるよう、それぞれの個性を最大限発揮しながら、社会的・職業的に自立して生きていくために必要な能力や態度を育てている。 | 学校教育課 |

(2) 教育の機会均等の推進

① 幼児教育の無償化推進と質の向上

貧困の連鎖を防ぐために、すべての子どもが安心して質の高い幼児教育を受けられるよう、幼児教育の無償化に向けた取組を推進するとともに、保育所等の利用者の負担軽減を図ります。

また、自治体における保幼小の連携の推進や教職員の資質向上のための研修の充実に取り組むとともに、就学前の子どもを持つ保護者に対する家庭教育の支援を充実します。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 認定こども園化の推進 | 保護者の就労状況にかかわらず、就学前の子どもが地域の同じ施設に通うことができるよう、質の高い教育・保育を総合的に提供できる「認定こども園」を増やす。 | こども園 総務課 |
| 多子世帯における保育施設等の利用者負担額の軽減 | 多子世帯の経済的負担を軽減するため、子どもが2人以上入所（園）している場合、第2子以降の利用者負担額を無料にする。 また、18歳未満の子どもを3人以上養育している場合は、第3子以降の利用者負担額を無料にする。 | こども園 総務課 こども園 運営課 |
| 保育施設等の利用者負担額の決定における寡婦控除のみなし適用 | 保育施設等の利用者負担額を決定する際、未婚のひとり親を地方税法に定める寡婦（夫）控除の適用があるものとみなして取り扱い、利用者負担額を軽減する。 | こども園 運営課 |
| 私立幼稚園就園奨励費補助 | 新制度へ移行していない私立幼稚園へ子どもが通っている生活保護世帯、非課税世帯などの低所得世帯に対し、授業料の負担軽減を図る。 | こども園 運営課 |
| 低所得世帯における保育施設等の利用者負担額の軽減 | 生活保護世帯、非課税世帯などの低所得世帯が保育施設等を利用する際の利用者負担額を軽減する。 年収約360万円未満のひとり親世帯等の利用者負担額を軽減する。 | こども園 運営課 |

② 義務教育段階の就学支援の充実

義務教育段階の子どもの貧困対策として、就学援助など必要な経済的支援を行うとともに、研修会の実施などによる教職員の理解増進、家庭における学習支援等の推進及びスクールソーシャルワーカーの配置など、教育相談体制の充実を図ります。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| スクールソーシャルワーカー配置事業 【再掲】 | 社会福祉士等の資格又は、福祉と教育の両面に関して専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを中学校に配置し、児童生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、関係機関等のネットワークを活用したりして、問題解決を図る。 | 学校教育課 |

| | | |
|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| いじめ等対策事業 (スクールカウンセラー配置) 【再掲】 | 小・中学校におけるいじめ等の問題行動に対応するため、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを配置し、いじめ等の問題行動等の早期発見・早期対応や未然防止に資するとともに、校内の教育相談体制の充実を図る。 | 学校教育課 |
| 「強めよう絆」推進事業 | 指導主事や学校相談員(退職教員)を派遣し、暴力行為、いじめ、不登校等の生徒指導上の諸問題の解決や未然防止を図るための指導や助言、教員の補助等を行う。 | 学校教育課 |
| 帰国児童等指導援助事業 【再掲】 | 小・中学校に編入学した、日本語指導を必要とする帰国児童生徒・外国人児童生徒に対して、学習や生活についての指導援助を行う指導者を派遣することにより、日本語指導の充実を図る。 | 学校教育課 |
| 要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業 | 経済的理由によって、小・中学校に就学することが困難な児童生徒の保護者に対して、就学に必要な経費の援助を行い、経済的負担の軽減を図る。 | 学校教育課 |
| 副読本支給事業 【再掲】 | 学校教育における補助教材としての副読本を支給し、保護者負担の軽減と教育効果の向上に努める。 | 学校教育課 |
| 特別支援教育サポーター配置事業 【再掲】 | 小・中学校に、多様な経歴を有する社会人を教員補助として受け入れ、発達障害等のある児童生徒の学習を支援する。 発達障害の児童生徒への自立支援に必要な知識の取得や技能の向上を図るため、ソーシャルスキルトレーニング研修を行う。 | 学校教育課 |
| 特別支援教育支援員配置事業 【再掲】 | 小・中学校において、様々な障がいのある児童生徒に対し、学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う特別支援教育支援員を配置する。 | 学校教育課 |
| 適応指導教室推進事業(登校支援) | 不登校児童生徒の自立を目指し、適応指導教室「新塩屋町 虹の部屋」、「香川町 みなみ」を通して、登校支援に取り組む。 | 総合教育センター |

③ 大学等進学に対する教育機会の提供

意欲と能力のある学生等が経済的理由により進学や就学を断念することなく、安心して学ぶことができるよう、奨学金制度などの充実を図ります。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----------------|-------------------------------------------------------------|-------|
| 高等学校等入学準備金貸付事業 | 高等学校等に入学を希望する者の保護者で入学準備金の調達が困難な者に対し、入学準備金を貸し付ける。 | 学校教育課 |
| 奨学金支給事業 | 成績優秀かつ向上心おう盛な生徒であって、家庭の経済的理由のため高等学校等への修学が困難な者に対して、奨学金を支給する。 | 学校教育課 |

| | | |
|----------------------|---------------------------------------------------|-------|
| 大学等教育資金融資制度利用者利子補給事業 | 大学等へ進学した者の保護者が入学資金として借りた教育ローンの利子補給を行い、経済的負担を軽減する。 | 学校教育課 |
|----------------------|---------------------------------------------------|-------|

④ 生活困窮世帯等への学習支援

生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもを対象に、放課後や学校休業日に学習支援事業などの教育活動を推進することにより、学習支援を充実します。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|--------|---------------------------------------------------------------------|-------|
| 学習支援事業 | 生活困窮世帯の中学生に対する学習支援教室を開設し、学校授業の補習や不得意科目に対する個別指導等を実施し、学習意欲及び学力の向上を促す。 | 生活福祉課 |

2 生活の支援

(1) 保護者の生活支援

① 保護者の自立支援

複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業を行い、自立に向けた支援を行うとともに、必要に応じて適切な関係機関につなぎます。

また、子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活や就業等に関する必要な支援を行い、安心して子育てをしながら生活できる環境整備や相談体制の充実を図ります。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 生活保護による支援 | 生活困窮者に対して、最低限の生活を保障するため、生活保護による自立の援助を行う。 | 生活福祉課 |
| 自立相談支援事業 | 生活保護には至らない生活困窮者の相談に応じ、個々の状況に応じて支援プランを作成し、就労支援を含め自立に向けた包括的かつ継続的な支援を実施する。 | 生活福祉課 |
| 女性相談事業 | 女性相談員による生活、家庭等女性の抱える悩みごとの相談のほか、離婚問題や配偶者からの暴力（DV）に関する相談について、助言を行うとともに、関係機関と連携して、必要に応じて被害者の保護や支援を実施する。 | 子育て支援課 こども女性相談室 |
| 母子生活支援施設管理運営事業 | 配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う。 | 子育て支援課 こども女性相談室 |
| 母子・父子自立支援員等による支援 | ひとり親家庭等の経済的自立や生活の安定のため、母子・父子自立支援員等による情報提供や相談業務を行う。 | こども家庭課 |
| 各種自立支援給付金の支給 | 就労に効果的な資格取得を目指すひとり親を対象に、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。平成30年度から、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親及びひとり親家庭の児童を対象に、受講修了時給付金、合格時給付金の支給事業を開始する。 | こども家庭課 |
| 母子・父子自立支援プログラム策定員による支援 | ひとり親の経済的自立のため、プログラム策定員が自立支援プログラムを策定し、様々な就労支援策の活用によって、就労を支援する。 | こども家庭課 |
| 就業支援講習会等の実施 | ひとり親を対象に、就労に効果的な就業支援講習会等を実施する。 | こども家庭課 |
| 児童扶養手当 | ひとり親家庭等に対し、生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進のため、手当を支給する。 | こども家庭課 |

| | | |
|-------------------------------|-------------------------------------------------|-------------|
| 保育施設等における生活保護世帯やひとり親世帯等の優先的入所 | 生活保護世帯やひとり親世帯等の子どもが保育施設等に入所しやすいよう、利用調整の際、加点を行う。 | こども園 運営課 |
|-------------------------------|-------------------------------------------------|-------------|

② 保育等の確保

就労希望等により保育を必要とするすべての子育て家庭のニーズに対応するため、それぞれの状況に対応できる保育メニューを充実するとともに、保育所や放課後児童クラブの計画的な整備等の取組を推進します。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 障害児放課後支援事業の利用料の免除 | 養護学校の放課後、帰宅しても保護者の就労等のためその監護を受けられない障害児に対して、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る。 | 障がい福祉課 |
| 病児保育事業 | 病児・病後児を病院に付設された専用スペース等で一時的に保育する。また、2人以上の児童を扶養する世帯については、経済的負担を軽減するため保育料を無料にする。 | 子育て支援課 |
| 放課後児童クラブ事業 | 就労等により、昼間、保護者が家庭にいない、小学校に就学している児童に対して、授業の終了後などに、小学校の余裕教室、児童館等を利用して、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る。 | 子育て支援課 |
| 子育て短期支援事業 | 保護者が疾病、仕事などで、家庭における養育等が一時的に困難となる場合若しくは、育児不安等により、身体的・精神的負担の軽減を必要とする場合、児童福祉施設等において、当該児童を一時的に養育・保護を行う。 | 子育て支援課 こども女性相談室 |
| ひとり親家庭等日常生活支援事業 | ひとり親が安心して子育てをするため、一時的に家事援助等のサービスが必要となったひとり親家庭に対し、家庭生活支援員を派遣する。 | こども家庭課 |
| 病児保育事業（体調不良児対応型） | （私立）保育中に体調不良となり、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を行う。 | こども園 総務課 |
| 認可外保育施設保育料助成 | 同一世帯に3人以上の児童を養育している場合の第3子以降及び同一世帯で保育施設を利用している兄弟がいる第2子以降の保育料の負担を軽減する。 | こども園 総務課 |
| 延長保育事業 | 保護者の就労時間に合わせて通常の保育時間を超えて子どもを預かる。 | こども園 総務課 こども園 運営課 |
| 一時預かり事業 | 保護者がパートタイムなど不規則な就労形態の場合や、保護者が病気や急用の場合等一時的に子どもを預かる。 | こども園 総務課 こども園 運営課 |

| | | |
|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 保育施設等における生活保護世帯やひとり親世帯等の優先的入所 【再掲】 | 生活保護世帯やひとり親世帯等の子どもが保育施設等に入所しやすいよう、利用調整の際、加点を行う。 | こども園 運営課 |
| ファミリー・サポート・センター事業 | 仕事と育児の両立を支援し、子育てしやすい環境をつくるため、地域において育児の援助をしてほしい人と育児の援助をしたい人が会員登録をし、会員相互間で育児の援助を行う。【NPO法人に事業委託】 | こども未来館 |

③ 保護者の健康確保

家庭での育児や家事、精神面・身体面の健康管理等、ひとり親家庭が直面する課題に対応するための相談支援を行います。

また、家庭の状況にかかわらず、安心して妊娠・出産し、子どもが健やかに育つことができるよう、乳幼児及びその保護者の心身の状態及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談、助言等を行います。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 相談事業 (女性こころの相談) | 【女性こころの相談】 男女共同参画センターにおいて、面談又は電話により、相談を受けており、相談内容に応じては、警察や法務関係など適切な機関を紹介している。 | 政策課男女共同参画推進室 |
| 助産事業 | 保健上必要があるにもかかわらず生活保護世帯及び市民税非課税世帯等の経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦に対して、助産を援助する。 | 子育て支援課 こども女性 相談室 |
| ひとり親家庭等医療費助成 | 対象となる家庭の経済的負担軽減のため、ひとり親家庭等の子が18歳に達する日以降の年度末(3月31日)までの、子と養育している者の医療費の自己負担分を助成する。 | こども家庭課 |
| 母子栄養食品支給事業 | 母と子の健康保持増進のために、生活保護法の適用を受けている世帯の妊産婦及び乳児、市民税が非課税世帯の妊産婦及び乳児、所得税が非課税世帯の妊産婦及び乳児に対し、申請に基づいて牛乳等を支給する。 | 保健センター |
| 産後ケア事業 | 産後4か月以内の産婦とその乳児を対象に市内助産所にて母乳管理や赤ちゃんのお世話など必要な保健指導(宿泊型・通所型)を行う。 | 保健センター |
| 乳児家庭全戸訪問事業 | 生後4か月児までの乳児のいる家庭を助産師や保健師などが訪問し、子育て支援に関する情報提供や母子の養育環境等の把握や助言、育児指導を行う。 | 保健センター |

(2) 子どもの生活支援

① 児童養護施設等の退所児童等の支援

児童養護施設等を退所する子どもが、安心して就職、進学、アパート等を賃借することができるよう、相談支援や就職活動支援など、児童養護施設等の退所児童のアフターケアを推進します。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-------------|---------------------------------------------------------|--------------------|
| 要保護児童対策支援事業 | 支援の必要な家庭に対し、関係機関等と情報共有、役割分担をして、児童の置かれている状況が改善するように支援する。 | 子育て支援課 こども女性相談室 |

② 食事・栄養の確保に関する支援

乳幼児期は、子どもの健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であることから、子どもの発育や発達状況に応じた必要な食事や栄養量が確保され、健康が保持増進できるよう支援します。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| こども食堂支援事業 新規 | 無料若しくは安価で暖かく栄養バランスのとれた食事を提供するこども食堂の開設・運営を支援し、子どもの孤食の防止や、安らげる居場所の確保を行うとともに、地域住民とのつながりの強化や学習・生活習慣支援の場の提供を図る。 | 子育て支援課 |
| 母子栄養食品支給事業 【再掲】 | 母と子の健康保持増進のために、生活保護法の適用を受けている世帯の妊産婦及び乳児、市民税が非課税世帯の妊産婦及び乳児、所得税が非課税世帯の妊産婦及び乳児に対し、申請に基づいて牛乳等を支給する。 | 保健センター |

③ 子どもの居場所づくりに関する支援

複合的な課題を抱える生活困窮世帯の子どもに対し、居場所づくりを含む学習支援事業など、状況に応じた個別的な支援を実施します。また、就労希望等により保育を必要とする子育て家庭のニーズに対応し、子どもが地域社会で健やかに育まれるような環境づくりを推進します。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 高齢者居場所づくり事業 | 高齢者居場所づくり事業の活動の中で、高齢者と子どもが交流活動を実施した場合に、その活動状況に応じて助成金を加算することで、世代間交流を推進し、子どもの健全育成を図るとともに、地域で見守る体制づくりを支援する。 | 長寿福祉課 |
| 放課後児童クラブ事業 【再掲】 | 就労等により、昼間、保護者が家庭にいない、小学校に就学している児童に対して、授業の終了後などに、小学校の余裕教室、児童館等を利用して、適切な遊び及び生 | 子育て支援課 |

| | | |
|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| | 活の場を提供し、児童の健全な育成を図る。 | |
| 放課後子ども教室事業 【再掲】 | 地域の方々の協力を得ながら、放課後等に子どもたちの安心安全な活動の場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、児童の健全な育成を図る。 | 子育て支援課 |
| 一体型の放課後児童クラブ及び子ども教室の推進事業 【再掲】 | 同一の小学校内等で、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるようにすることで、全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図る。 | 子育て支援課 |
| こども食堂支援事業 【再掲】 | 無料若しくは安価で暖かく栄養バランスのとれた食事を提供するこども食堂の開設・運営を支援し、子どもの孤食の防止や、安らげる居場所の確保を行うとともに、地域住民とのつながりの強化や学習・生活習慣支援の場の提供を図る。 | 子育て支援課 |
| まなびの場づくり事業 【再掲】 | コミュニティセンターにおいて、学校休業日に児童生徒を対象に、体験学習や地域との交流を深める事業である「子どもの居場所づくり」事業に、学習的な要素を加えた「まなびの場づくり」事業を実施し、子どもたちの学ぶ意欲を高めることで、「生きる力」の育成に取り組む。 | 生涯学習センター |

④ 多様な体験活動の機会の確保

貧困の状況にある子どもが自己肯定感を持ち、生活習慣の改善等を図ることができるよう、多様な体験活動の場を提供します。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 高齢者居場所づくり事業 【再掲】 | 高齢者居場所づくり事業の活動の中で、高齢者と子どもが交流活動を実施した場合に、その活動状況に応じて助成金を加算することで、世代間交流を推進し、子どもの健全育成を図るとともに、地域で見守る体制づくりを支援する。 | 長寿福祉課 |
| 放課後子ども教室事業【再掲】 | 地域の方々の協力を得ながら、放課後等に子どもたちの安心安全な活動の場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、児童の健全な育成を図る。 | 子育て支援課 |
| 一体型の放課後児童クラブ及び子ども教室の推進事業 【再掲】 | 同一の小学校内等で、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるようにすることで、全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図る。 | 子育て支援課 |
| こども未来館学習体験事業 | 子どもの興味や関心、夢を育むことを目的として、こども未来館学習（市内の小学校4年生、学校の希望により、中学校。同様に連携中枢都市圏の小・中学校）やチャレ | こども未来館 |

| | | |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| | ンジ教室、体験プログラム（アート、科学体験等）、プラネタリウム投影を実施する。 | |
| こども未来館わくわく体験事業 | 子どもの夢や想像力を育み、健やかな成長に資するとともに、子どもを中心とした幅広い世代の人々の交流を促進するため、公募等によるイベントプログラムのほか、11月にこども未来館まつりを開催する。 | こども未来館 |
| 総合的な学習の時間活性化推進事業 【再掲】 | 地域社会の人材の活用や児童生徒の体験活動の充実を図り、総合的な学習の時間の活性化に資するために、各小・中学校に経費補助を行う。 | 学校教育課 |
| まなびの場づくり事業 【再掲】 | コミュニティセンターにおいて、学校休業日に児童生徒を対象に、体験学習や地域との交流を深める事業である「子どもの居場所づくり」事業に、学習的な要素を加えた「まなびの場づくり」事業を実施し、子どもたちの学ぶ意欲を高めることで、「生きる力」の育成に取り組む。 | 生涯学習センター |

(3) その他の支援

① 妊娠期からの切れ目のない支援

家庭の経済状況等にかかわらず、安心して妊娠・出産し、子どもが健やかに育成されるよう、身近な地域で、妊産婦等の支援ニーズに応じて、妊娠期から子育て期にかけて切れ目のない支援を行える体制づくりを図ります。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 助産事業 【再掲】 | 保健上必要があるにもかかわらず生活保護世帯及び市民税非課税世帯等の経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦に対して、助産を援助する。 | 子育て支援課 こども女性相談室 |
| 母子栄養食品支給事業 【再掲】 | 母と子の健康保持増進のために、生活保護法の適用を受けている世帯の妊産婦及び乳児、市民税が非課税世帯の妊産婦及び乳児、所得税が非課税世帯の妊産婦及び乳児に対し、申請に基づいて牛乳等を支給する。 | 保健センター |
| 産後ケア事業 【再掲】 | 産後4か月以内の産婦とその乳児を対象に市内助産所にて母乳管理や赤ちゃんのお世話など必要な保健指導（宿泊型・通所型）を行う。 | 保健センター |
| 子育て世代包括支援センターの設置 | 子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援するため、ワンストップサービスを提供する。 | 保健センター |
| 乳児家庭全戸訪問事業 【再掲】 | 生後4か月児までの乳児のいる家庭を助産師や保健師などが訪問し、子育て支援に関する情報提供や母子の養育環境等の把握や助言、育児指導を行う。 | 保健センター |

② 住宅支援

母子世帯、父子世帯及び住宅困窮度の高い子育て世帯について、公営住宅に係る優先入居を行うほか、住宅資金や転宅資金の貸し付けなどにより、子育て世帯等の居住

の安定を支援します。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------|--------|
| 母子福祉資金等の貸付 | ひとり親家庭等の経済的自立の助成、児童の福祉の増進のため、資金の貸付を行う（住宅補修、引越時の住宅賃借に必要な経費等）。 | こども家庭課 |
| 市営住宅の母子・父子世帯及び子育て世帯枠の設置 | 市営住宅入居者の募集において、母子・父子世帯及び子育て世帯向けの枠を設けることで、対象者の入居の優遇措置を図る。 | 住宅課 |

3 就労・経済的な支援

(1) 保護者に対する就労支援

① 保護者の就労支援

子育てと就業の両立支援など、ひとり親が抱える様々な課題に対応し、雇用形態の改善と職業を軸とした自立支援を図るため、職業紹介や転職支援などを行い、保護者の就労機会の確保に努めます。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 相談事業 (女性のための就労相談) | 男女共同参画センターにおいて、女性の継続就業や再就職に向けた相談・支援を実施している。 | 政策課男女共同参画推進室 |
| 自立相談支援事業 【再掲】 | 生活保護には至らない生活困窮者の相談に応じ、個々の状況に応じて支援プランを作成し、就労支援を含め自立に向けた包括的かつ継続的な支援を実施する。 | 生活福祉課 |
| 母子・父子自立支援プログラム策定員による支援 【再掲】 | ひとり親の経済的自立のため、プログラム策定員が自立支援プログラムを策定し、様々な就労支援策の活用によって、就労を支援する。 | こども家庭課 |
| 就業支援講習会等の実施【再掲】 | ひとり親を対象に、就労に効果的な就業支援講習会等を実施する。 | こども家庭課 |
| 各種自立支援給付金の支給 【再掲】 | 就労に効果的な資格取得を目指すひとり親を対象に、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。平成30年度から、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親及びひとり親家庭の児童を対象に、受講修了時給付金、合格時給付金の支給事業を開始する。 | こども家庭課 |
| 子育て支援中小企業等表彰制度 | 次世代育成支援対策推進法により一般事業主行動計画を策定した市内の中小企業等（計画策定が努力義務とされている従業者100人以下の中小企業等が対象）のうち、仕事と子育ての両立支援を図るための職場環境の整備に特に積極的に取り組んでいる中小企業等を表彰し、もって、市内の中小企業等における次世代育成支援の取組を促進することを目的とするもの。 | 産業振興課 |
| 合同就職面接（説明）会の開催 | 新規学卒者及び中途採用希望者を対象とした合同就職面接（説明）会を香川労働局、高松公共職業安定所、香川県などと連携して開催するもの。 | 産業振興課 |

② 保護者の学び直しの支援

給付金事業を活用するなどにより、ひとり親家庭の保護者の学び直しの視点も含めた就学・就業支援を行います。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 各種自立支援給付金の支給 【再掲】 | 就労に効果的な資格取得を目指すひとり親を対象に、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。平成30年度から、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親及びひとり親家庭の児童を対象に、受講修了時給付金、合格時給付金の支給事業を開始する。 | こども家庭課 |
| 就業支援講習会等の実施 【再掲】 | ひとり親を対象に、就労に効果的な就業支援講習会等を実施する。 | こども家庭課 |

(2) 子どもに対する就労支援

① 子どもに対する就労支援

児童養護施設を退所予定又は退所後の子どもに対し、生活支援や就労支援を行うとともに、ひとり親家庭の子どもに対し、資格取得の負担軽減を図るなど、就業支援を促進します。また、就労支援を必要とする子どもに対し、個々の状況に応じて就労相談を行う機関を紹介するなどの支援を行います。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 母子・父子自立支援員等による支援 【再掲】 | ひとり親家庭等の経済的自立や生活の安定のため、母子・父子自立支援員等による情報提供や相談業務を行う。 | こども家庭課 |
| 母子福祉資金等の貸付 【再掲】 | ひとり親家庭等の経済的自立の助成、児童の福祉の増進のため、資金の貸付を行う（技能習得資金、就職支度資金）。 | こども家庭課 |
| 各種自立支援給付金の支給 【再掲】 | 就労に効果的な資格取得を目指すひとり親を対象に、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。平成30年度から、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親及びひとり親家庭の児童を対象に、受講修了時給付金、合格時給付金の支給事業を開始する。 | こども家庭課 |

(3) 経済的な支援

① 経済的支援の充実

保護者の就労だけでは十分な収入が得られない場合に、手当を支給するほか、各種負担の軽減を図り、世帯の経済基盤が保たれるよう支援を行います。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------------|--------|
| 障害児放課後支援事業の利用料の免除 【再掲】 | 養護学校の放課後、帰宅しても保護者の就労等のためその監護を受けられない障害児に対して、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る。 | 障がい福祉課 |

| | | |
|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 生活保護による支援 【再掲】 | 生活困窮者に対して、最低限の生活を保障するため、生活保護による自立の援助を行う。 | 生活福祉課 |
| たすけ合い金庫 | 低所得者の更正、救済を図るため資金の貸付をする高松市社会福祉協議会の事業に、その原資を貸し付ける。 | 健康福祉 総務課 |
| 病児保育事業 【再掲】 | 病児・病後児を病院に付設された専用スペース等で一時的に保育する。また、2人以上の児童を扶養する世帯については、経済的負担を軽減するため保育料を無料にする。 | 子育て支援課 |
| 放課後児童クラブ 利用料の減免 | 放課後児童クラブを利用する児童が属する世帯が、生活保護受給世帯、または非課税世帯の場合に、放課後児童クラブ利用料を減免する。 | 子育て支援課 |
| 助産事業 【再掲】 | 保健上必要があるにもかかわらず生活保護世帯及び市民税非課税世帯等の経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦に対して、助産を援助する。 | 子育て支援課 こども女性 相談室 |
| 児童手当 | 児童を養育している家庭等における生活の安定と児童の健やかな成長のため、児童の養育者に手当を支給する。 | こども家庭課 |
| 児童扶養手当 【再掲】 | ひとり親家庭等に対し、生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進のため、手当を支給する。 | こども家庭課 |
| 子ども医療費助成 | 子育て家庭の経済的負担軽減のため、小学6年生までの通院及び中学3年生までの入院に係る医療費の自己負担分を助成する。 | こども家庭課 |
| ひとり親家庭等医療費助成 【再掲】 | 対象となる家庭の経済的負担軽減のため、ひとり親家庭等の子が18歳に達する日以降の年度末（3月31日）までの、子と養育している者の医療費の自己負担分を助成する。 | こども家庭課 |
| 母子福祉資金等の貸付 【再掲】 | ひとり親家庭等の経済的自立の助成、児童の福祉の増進のため、資金の貸付を行う。 | こども家庭課 |
| 認可外保育施設保育料助成 【再掲】 | 同一世帯に3人以上の児童を養育している場合の第3子以降及び同一世帯で保育施設を利用している兄弟がいる第2子以降の保育料の負担を軽減する。 | こども園 総務課 |
| 多子世帯における保育施設等の利用者負担額の軽減 【再掲】 | 多子世帯の経済的負担を軽減するため、子どもが2人以上入所（園）している場合、第2子以降の利用者負担額を無料にする。 また、18歳未満の子どもを3人以上養育している場合は、第3子以降の利用者負担額を無料にする。 | こども園 総務課 こども園 運営課 |
| 低所得世帯における保育施設等の利用者負担額の軽減 【再掲】 | 生活保護世帯、非課税世帯などの低所得世帯が保育施設等を利用する際の利用者負担額を軽減する。 年収約360万円未満のひとり親世帯等の利用者負担額を軽減する。 | こども園 運営課 |

| | | |
|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|---------|
| 保育施設等の利用者負担額の決定における寡婦控除のみなし適用 【再掲】 | 保育施設等の利用者負担額を決定する際、未婚のひとり親を地方税法に定める寡婦（夫）控除の適用があるものとみなして取り扱い、利用者負担額を軽減する。 | こども園運営課 |
| 私立幼稚園就園奨励費補助 【再掲】 | 新制度へ移行していない私立幼稚園へ子どもが通っている生活保護世帯、非課税世帯などの低所得世帯に対し、授業料の負担軽減を図る。 | こども園運営課 |
| 要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業 【再掲】 | 経済的理由によって、小・中学校に就学することが困難な児童生徒の保護者に対して、就学に必要な経費の援助を行い、経済的負担の軽減を図る。 | 学校教育課 |
| 副読本支給事業 【再掲】 | 学校教育における補助教材としての副読本を支給し、保護者負担の軽減と教育効果の向上に努める。 | 学校教育課 |
| 高等学校等入学準備金貸付事業 【再掲】 | 高等学校等に入学を希望する者の保護者で入学準備金の調達が困難な者に対し、入学準備金を貸し付ける。 | 学校教育課 |
| 奨学金支給事業 【再掲】 | 成績優秀かつ向上心おう盛な生徒であって、家庭の経済的理由のため高等学校等への修学が困難な者に対して、奨学金を支給する。 | 学校教育課 |
| 大学等教育資金融資制度利用者利子補給事業 【再掲】 | 大学等へ進学した者の保護者が入学資金として借りた教育ローンの利子補給を行い、経済的負担を軽減する。 | 学校教育課 |

② 養育費の確保に関する支援

親としての責務を果たすとともに、児童の福祉向上に資するため、両親の離婚後、養育費の支払いが適切に行われるよう、養育費の取り決めに関する指導や相談支援を行います。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| こどもの養育に関する手引きの配布 | 法務局から配布依頼のあった「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」等を未成年の子どもがいる離婚届を提出した届出人に配布する。 | 市民課 |
| 母子福祉資金等の貸付 【再掲】 | ひとり親家庭等の経済的自立の助成、児童の福祉の増進のため、資金の貸付を行う（離婚相手に対し養育費を請求する裁判費用）。 | こども家庭課 |
| 無料法律相談などの案内 | 母子・父子自立支援員による相談業務において、養育費や面会交流などの離婚問題に関して専門的な助言が必要な場合には、市民相談コーナーにおける弁護士法律相談、男女共同参画センターが実施する女性のための法律相談、法テラス香川が実施する無料法律相談などを案内する。 | こども家庭課 |

4 制度利用・相談の支援

(1) 円滑な制度利用への支援

① 関係機関の連携体制の構築

困難な環境に負けず、進学や就労による自立を目指す子どもたちを支援するため、自立相談支援機関を活用して児童福祉関係者、母子福祉関係者、労働関係者、教育委員会等の関係機関が連携し、地域におけるネットワークを構築する取組を検討します。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 子どもの貧困対策 コーディネーター 事業 新規 | コーディネーターとして専門員を配置し、子どもの貧困対策について、ワンストップで相談に応じることができるようにするとともに、関係機関相互の情報共有とネットワークの構築を図ることにより、総合的・包括的な支援を行う体制を整備する。 | 子育て支援課 こども女性 相談室 |
| 女性相談事業 【再掲】 | 女性相談員による生活、家庭等女性の抱える悩みごとの相談のほか、離婚問題や配偶者からの暴力（DV）に関する相談について、助言を行うとともに、関係機関と連携して、必要に応じて被害者の保護や支援を実施する。 | 子育て支援課 こども女性 相談室 |
| 利用者支援事業 | 身近な場所で情報提供を行い、必要に応じて相談や助言を行い、関係機関との連絡調整を行うことで、施設紹介やサービス提供につなげる。 | こども園総務課（保育園） 子育て支援課 （その他） |
| 関係機関との連携 | 学校や教育委員会は、様々な問題を抱える児童生徒に、積極的に関わり、ケース会議等へ参加し、関係機関との連携を図り、情報共有や問題解決を行っている。 また、保育所、こども園及び幼稚園から小学校、小学校から中学校に情報を連携し、子どもの成長を切れ目なく支えている。 | 学校教育課 |

② 情報発信の強化

貧困対策の取組に関する情報を、インターネットや情報誌など様々なツールを使い、分かりやすい内容で提供するなど、支援を必要とする世帯や子どもに適切な支援が届くよう、情報発信力の強化に努めます。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 広報事業 | 市が実施している子どもの貧困対策の推進に資する施策や事業等の情報について、ホームページや広報たかまつ、メルマガ、Lineなど各種広報媒体を通じて提供を行う。 | 広聴広報課 健康福祉総務課 |
| 「子育てハンドブックたかまつらっこ」の配布等 | 子育てに役立つ情報などをまとめた「子育てハンドブックたかまつらっこ」の配布に加え、専用ウェブサイト「たかまつ子育て情報サイトらっこネット」による情報発信を行う。 | 子育て支援課 |

| | | |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 「たかまつひとり親家庭サポートブック」の配布等 | ひとり親家庭に役立つ情報などをまとめた「たかまつひとり親家庭サポートブック」の配布に加え、専用ウェブサイト「たかまつひとり親家庭サポートネット」による情報発信を行う。 | こども家庭課 |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------|

(2) 相談体制の充実

① 相談体制の充実

生活困窮世帯の保護者は、子どもの健康や将来必要となる教育費などに不安を抱えながらも、仕事や子育てに追われ相談の時間が取れないことや、相談そのものを避ける傾向があることから、機会を捉えて相談に赴くとともに、相談職員の資質向上や専門性を強化するため、各種研修を実施するなど相談体制の充実を図ります。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 相談事業 (女性こころの相談) 【再掲】 | 【女性こころの相談】 男女共同参画センターにおいて、面談又は電話により、相談を受けており、相談内容に応じては、警察や法務関係など適切な機関を紹介している。 | 政策課男女共同参画推進室 |
| 相談事業 (女性のための就労相談) 【再掲】 | 男女共同参画センターにおいて、女性の継続就業や再就職に向けた相談・支援を実施している。 | 政策課男女共同参画推進室 |
| 相談事業 (女性のための法律相談) | 男女共同参画センターにおいて、女性弁護士による女性のための法律相談を実施している。(年6回) | 政策課男女共同参画推進室 |
| ふれあいのまちづくり事業 | 地域住民の抱える各種問題について、広く相談に応じ、専門機関への紹介などを実施する高松市社会福祉協議会の事業に対し、補助している。 | 健康福祉総務課 |
| 自立相談支援事業 【再掲】 | 生活保護には至らない生活困窮者の相談に応じ、個々の状況に応じて支援プランを作成し、就労支援を含め自立に向けた包括的かつ継続的な支援を実施する。 | 生活福祉課 |
| 子どもの貧困対策コーディネーター事業 【再掲】 | コーディネーターとして専門員を配置し、子どもの貧困対策について、ワンストップで相談に応じることができるようになるとともに、関係機関相互の情報共有とネットワークの構築を図ることにより、総合的・包括的な支援を行う体制を整備する。 | 子育て支援課 こども女性相談室 |
| 女性相談事業 【再掲】 | 女性相談員による生活、家庭等女性の抱える悩みごとの相談のほか、離婚問題や配偶者からの暴力(DV)に関する相談について、助言を行うとともに、関係機関と連携して、必要に応じて被害者の保護や支援を実施する。 | 子育て支援課 こども女性相談室 |
| 児童家庭相談事業 | 子どもや家庭に関する様々な悩みや問題等に対して、家庭相談員が、相談援助を行う。 | 子育て支援課 こども女性相談室 |

| | | |
|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 子ども家庭総合支援拠点 新規 | 平成30年度より、子ども家庭総合支援拠点を設置することにより、支援体制の強化を図り、支援の必要な家庭に対して、関係機関と連携を図りながら、状況の改善につなげていく。 | 子育て支援課 こども女性相談室 |
| 母子・父子自立支援員等による支援 【再掲】 | ひとり親家庭等の経済的自立や生活の安定のため、母子・父子自立支援員等による情報提供や相談業務を行う。 | こども家庭課 |
| 無料法律相談などの案内 【再掲】 | 母子・父子自立支援員による相談業務において、養育費や面会交流などの離婚問題に関して専門的な助言が必要な場合には、市民相談コーナーにおける弁護士法律相談、男女共同参画センターが実施する女性のための法律相談、法テラス香川が実施する無料法律相談などを案内する。 | こども家庭課 |
| ひとり親家庭等日曜出張相談 | 仕事等の都合で平日来庁できないひとり親家庭等を対象に、毎月最終日曜日、瓦町FLAGにおいて、生活、就労、養育費、子育て、離婚に関する相談を行う。 | こども家庭課 |
| 利用者支援事業 【再掲】 | 身近な場所で情報提供を行い、必要に応じて相談や助言を行い、関係機関との連絡調整を行うことで、施設紹介やサービス提供につなげる。 | こども園総務課（保育園） 子育て支援課（その他） |
| 子育て世代包括支援センターの設置 【再掲】 | 子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援するため、ワンストップサービスを提供する。 | 保健センター |
| ハートアドバイザー配置事業 【再掲】 | 元教員やPTA活動及び児童生徒の健全育成に関わってきた人材を小学校に配置し、学習支援、生活支援、教育相談等に当たり、暴力行為などの問題行動等の未然防止と解消を図る。 | 学校教育課 |
| スクールソーシャルワーカー配置事業 【再掲】 | 社会福祉士等の資格又は、福祉と教育の両面に関して専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを中学校に配置し、児童生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、関係機関等のネットワークを活用したりして、問題解決を図る。 | 学校教育課 |
| いじめ等対策事業（スクールカウンセラー配置） 【再掲】 | 小・中学校におけるいじめ等の問題行動に対応するため、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを配置し、いじめ等の問題行動等の早期発見・早期対応や未然防止に資するとともに、校内の教育相談体制の充実を図る。 | 学校教育課 |
| 関係機関との連携 【再掲】 | 学校や教育委員会は、様々な問題を抱える児童生徒に、積極的に関わり、ケース会議等へ参加し、関係機関との連携を図り、情報共有や問題解決を行っている。また、保育所、こども園及び幼稚園から小学校、小学校から中学校に情報を連携し、子どもの成長を切れ目なく支えている。 | 学校教育課 |

| | | |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------|----------|
| 適応指導教室推進事業（登校支援） 【再掲】 | 不登校児童生徒の自立を目指し、適応指導教室「新塩屋町 虹の部屋」、「香川町 みなみ」を通して、登校支援に取り組む。 | 総合教育センター |
| 教育相談 【再掲】 | 教育相談体制の充実を図り、不登校の状態にある子どもや発達障害のある子ども等に係る教育相談を実施する。 | 総合教育センター |

5 新規事業

子どもの貧困対策を総合的に推進するため、本市では、新たに次の事業に取り組むこととしています。

| 事業名 | 事業の方向性 | 担当課 |
|--------------------|-----------------------------|--------------------|
| こども食堂支援事業 | 子どもが歩いて行ける場所（概ね小学校区に1か所）に開設 | 子育て支援課 |
| 子どもの貧困対策コーディネーター事業 | 平成30年度に配置予定 | 子育て支援課 子ども女性相談室 |
| 子ども家庭総合支援拠点 | 平成30年度に設置予定 | 子育て支援課 子ども女性相談室 |

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 全庁横断的な推進体制

子どもの貧困問題は複雑多様であり、その対策に関する施策は広範にわたることから、庁内の関係局・課が連携して施策の推進を図ることが重要です。

本市では、平成29年度に「高松市子どもの貧困対策推進プロジェクトチーム」を設置し、子どもの貧困対策の推進に関する法律及び子供の貧困対策に関する大綱に基づき、子どもの貧困対策について検討するとともに、地域の実情を踏まえた子どもの貧困対策を計画的に推進することとしています。

さらに、子どもの成長及び子育てを支援するための施策を総合的かつ計画的に推進するために設置している、庁内横断組織である「高松市子ども・子育て支援推進本部会」を活用し、計画の進捗管理や子どもの貧困対策に関する総合的な連絡調整などを行うなど、全庁的な取組を積極的に進めていきます。

(2) 地域連携による推進体制

貧困対策の取組をより効果的なものとするためには、行政だけでなく、市民や地域組織、相談・支援機関等がお互いの役割と特徴を理解した上で、協働し、連携を図っていく必要があります。

そのため、子どもの貧困対策のためのコーディネーターを活用して、地域で活動している支援団体や、それぞれの組織に配置される相談員などの連携をより一層深めるためのネットワークを構築し、それぞれのメリットを生かしながら、一体的に貧困対策の推進に取り組んでいきます。

2 計画の進行管理

本計画の適切な進行管理を行うため、数値目標の達成状況や事業の取組状況について毎年度調査を行い、「子ども・子育て支援会議」において報告します。また、継続的なPDCAサイクル（計画（Plan）・実行（Do）・評価（Check）・改善（Action））を確立し、社会経済状況など環境の変化を踏まえて各事業の検証を行うとともに、必要に応じて見直し・改善を図るなど、子どもの貧困対策に効果的な施策を推進していきます。

3 計画の目標値

次に掲げる事業については、計画期間である平成34（2022）年度までの目標値を設定し、その達成に向けて取り組んでいくこととします。

（1）教育の支援

| 事業名 | 現状（平成28年度末） | 目標（平成34年度） | 担当課 |
|-------------------|-------------|------------|----------|
| 学習支援事業 | 2か所 | 5か所 | 生活福祉課 |
| スクールソーシャルワーカー配置事業 | 12人 | 21人 | 学校教育課 |
| まなびの場づくり事業 | 19か所 | 52か所 | 生涯学習センター |
| 適応指導教室推進事業（登校支援） | 31% | 50% | 総合教育センター |

（2）生活の支援

| 事業名 | 現状（平成28年度末） | 目標（平成34年度） | 担当課 |
|------------------------|---------------------------|---------------------------|--------|
| こども食堂支援事業 | 0か所 | 23か所 | 子育て支援課 |
| 母子・父子自立支援プログラム策定員による支援 | プログラム策定者 就職率 77.9% | プログラム策定者 就職率 88.8% | こども家庭課 |
| ひとり親家庭等日常生活支援事業 | 登録者数 23人 | 登録者数 29人 | こども家庭課 |
| 産後ケア事業 | 利用者数 宿泊型：32人 通所型：5人 | 利用者数 宿泊型：52人 通所型：7人 | 保健センター |
| 子育て世代包括支援センターの設置 | 5か所 | 7か所 | 保健センター |
| 乳児家庭全戸訪問事業 | 訪問実施率 92% | 訪問実施率 95% | 保健センター |

（3）就労・経済的な支援

| 事業名 | 現状（平成28年度末） | 目標（平成34年度） | 担当課 |
|-------------------------|-------------|------------|--------------------|
| 多子世帯における保育施設等の利用者負担額の軽減 | 763,007千円 | 842,891千円 | こども園総務課 こども園運営課 |

(4) 制度利用・相談の支援

| 事業名 | 現状 (平成 28 年度末) | 目標 (平成 34 年度) | 担当課 |
|----------|-------------------|-----------------|-------|
| 自立相談支援事業 | 支援プラン作成率 20.8% | 支援プラン作成率 50% | 生活福祉課 |

高松市子どもの貧困対策推進計画

発行年月：平成 年 月

発行：高松市健康福祉局こども未来部子育て支援課
〒7690-8571 高松市番町一丁目8番15号

TEL：087-839-2354

FAX：087-839-2379